

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立ち、この際、謹んで御報告申し上げます。

本農林水産委員会委員として長い間委員会のために御尽力をいたしました森田欽二君は、去る四月十三日、逝去されました。まことに哀悼痛惜の念にたえません。

ここに、委員各位とともに故森田欽二君の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

〔総員起立、黙禱〕

○佐藤委員長 黙禱を終わります。御着席ください。

○佐藤委員長 この際、理事辞任の件についてお詫びいたします。

理事芳賀貢君より、理事を辞任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、理事補欠選任についてお詫びいたします。

ただいまの芳賀貢君の理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、馬場昇君を指名いたします。

○佐藤委員長 林業等振興資金金融通暫定措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田委員 審議に当たりまして、わが国の森

林・林業をめぐる現下の情勢はきわめて厳しい、

こういう状況の中に置かれているのは十分各位の御承知のことろであります。特に、ことしの林業白書もこうした点を厳しく指摘をしているようですが、林業の停滞がもたらす影響というのは直には表面化しないわけですが、それが長期間にわたって徐々に進行していく。このために、森林資源の荒廃が表面化したときにはもはや手おくれであることになりかねないわけがあります。今日の事態を深刻に受けとめていかなければならぬわけでありますが、大臣はこの現状をどう認識しておられるのか、また、国内林業振興のための基本的な考え方をどのように持つておられるのか、その点をまずお聞きしたいと思いま

す。

○渡辺国務大臣 御指摘のように、最近のわが国の林業を取り巻く諸情勢はまことに厳しいものがござります。一つは、木材需要の伸び悩みといふことがあります。これを許可するに御異議ありませんか。

第三番目は、合理化、近代化がおくれておつて、そのための経営コスト、これが増大をしておる。したがつて、林業の収益といふものはなかなか上げづらい。何せ林業は非常に長い年月を要するところでございますから、みんながそういうような気持ちになると、造林もしない、林道もつくらないといふようなことになつて、非常に国土の荒廃を招く、これは非常に困ることであります。

したがいまして、何とかして林業経営者の経営意欲というものを沸き立たせるような工夫をしなければなりません。そのためわれわれとしてはいろいろな、現在出している法案のような長期、低利の資金を融通したり、あるいは補助というようなものについても植栽から保育、その一貫した助成事業を行つというようなことなどを、林業者に意欲を持たせる。と同時に、やはり流通、加工、この問題も大きな問題でございますから、それのむだを省くことに力を入れていきたい。そうして、やはり外材の輸入については、これ

は全部切り落とすということは事実上不可能でございます。でございますが、極力秩序ある輸入と

外材輸入と材価下落を背景として、一九六〇年対比で木材生産が五六%、人工造林が五〇%まで落ち込んでしまった。そのため林業生産活動の停止は目に余るものがありますし、特に今日最も重視しなければならないのは、第一には森林の荒廃とその荒廃による国土の保全、水、緑などが危機にさらされていることだ。木材は輸入できてもそれは自爾をしていただいて、そのためのいろいろな情報の提供やいろいろなことを政府が行つて、そうして混乱を起こさないように持つてまいりたい。

いずれにいたしましても、林業というものは国土の荒廃に関する問題、一林業者の利害だけではないというような大きな視野に立つていろいろな政策を立てていきたい、こう考えております。

○島田委員 大臣は後段で少し述べていますけれども、森林は単に経済的なそういう範疇でだけ物を考へる、こうすることは許されないわけですが、すなわち公益的機能、こういう言葉によつて表現されますが、人間の生存にとって空氣と水と緑

れますように、人間の生存にとって空氣と水と緑というようなものは絶対的なものであります。つまり、酸素の生産工場である、こういうふうにも言えますし、また緑のダムでもあります。また日本人の憩いの場所もあり、心のふるさととも言ふべき性格を持つてゐるわけでありますから、今日の過疎とか過密あるいは公害の全国的な広がり、統発する風水害、土砂崩れ、水不足、こういふものが続發をし、こういう中で森林の持つ重要性といふものは一層国民的にも認識を深めていかなくてはならない、こういうふうに思つてゐるわけであります。單に経済的な側面だけとらえるということになりますと、これまで誤りを犯すわけであります。しかし、今日のわが国の森林、林業の現状については、いま大臣が述べましたように、この法案の提案理由の中でも、あるいはまた林業白書でもかなり厳しくこの点は述べられてゐるわけであります。まことに憂えるべき状態になつてゐる、こういう点では認識を一つにするものだ、こういうふうに思ひます。

しかしながら、いまお話をありましたように、外材輸入と材価下落を背景として、一九六〇年対比で木材生産が五六%、人工造林が五〇%まで落ち込んでしまった。そのため林業生産活動の停

止は目に余るものがありますし、特に今日最も重視しなければならないのは、第一には森林の荒廃とその荒廃による国土の保全、水、緑などが危機にさらされていることだ。木材は輸入できてもそれは自爾をしていただいて、そのためのいろいろな情報の提供やいろいろなことを政府が行つて、そうして混乱を起こさないように持つてまいりたい。

さらに第二には、森林・林業経営の基盤たる山村が、六〇年と七五年の対比でも、山村振興の対象地域で三〇%，二百二十五万人減少した、こういうふうに言われるのですから、つまり崩壊しつつあるわけであります。これに関連して林業労働力の量的不足、これも深刻であります。また高齢化、女子化が進行している。しかも、後継者が非常に大きく減つてゐる中でも、特に国有林、民有林合わせて九千名を超えるであろうと言われる振動病、つまり白ろう病の患者が発生をしています。こういうこととありますから、林業労働力の面からもわが国の森林・林業経営といふのは破綻を免れないのではないか、こういうふうに見通さざるを得ないのです。これは林業白書であります。单に経済的な側面だけではなく、この点についてはいかがですか。

○渡辺国務大臣 御指摘のとおりだと存じます。

○島田委員 そこで、林業の振興を図つていく上には何よりも長期の展望に立つた確固たる指針が必要であります。現在、林野庁では森林資源基本計画及び林産物需給長期見通しの改定作業を行つてゐる所であります。今回のこの改定の基本的な考え方や改定の具体的な方向あるいはそのスケジュールについてはどうなつてゐる

のですか、お聞かせいただきたいと思います。

○藍原政府委員 ただいま御指摘になりました資源の基本計画なりあるいは林産物の需給の長期見通し、これにつきましては前の国会でもいろいろ御指摘いただいておりますが、作成した時点と現在とでは日本の経済情勢大分変わつております。そのためには、そのために乖離も大きくなつております。そういう点でただいま林政審議会に付議いたしまして、この審議をお願いしてあるところでござります。私どもとすれば、年内にはこの結論をいたさたいというふうに考えておりまして、鋭意林政審議会の方で御検討いただいております。

事務局といたしまして私ども現在考えておりますのは、資源の基本計画につきましては、やはり森林の機能を最高度に發揮するというような目標を持ちました資源の整備、これをまず基本的に考えていくといふように考えておりますし、そういう意味では現在の計画と変わりはないわけあります。内容とすれば、それぞれ国土の利用計画等の問題あるいは造林、林道の目標値の問題、進度の問題、さらには木材需要の多様化とたゞまも御指摘になりました森林の公益的機能の確保に応じました森林施業の検討というような問題、また労働力の充足可能性の問題、こういうものにつきましても検討いたしまして、できるならばこういうものにつきましても施策の方向といふのを盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それから林産物の長期の需給見通しでございますが、これにつきましてはただいま経済企画庁を中心いたしまして新経済七ヵ年計画が検討されておりますけれども、この経済成長率等を十分しんしゃくいたしまして、そういうもとにおります。いうふうに考えております。

○島田委員 林政審にただいま諮詢をしてていると

いうことであります。私の質問に対しても余り具

体的に的確なお答えがなかつたのであります。

○藍原政府委員 ただいま日本の木材需給を見ますと、三分の二は外材ということになつております。したがいまして、ただいま御指摘になりました大きな問題かというふうにわれわれも考えております。ただ、戦後各地に造林地を積極的に造成するような推進をいたしております。したがいまして、そういう意味から自給率を上げていくとともに、これも基本的な大きな課題である

造りふうに考えております。さらにはただいまも御指摘になりました森林の公益的機能、こういうのためにはある樹齢に達しましたらその回転と、その樹齢に達しましたらその回転と、そのためにも発揮するためにもいい造林地をつくる、いい森林を仕立てる必要でございますし、十分考えなければいけないというふうに考えてお

ります。

○島田委員 外材輸入の適正化というのはこれは

非常に重要な課題ですね。昨年の暮れからとし

の年当初にかけまして非常に高騰しましたね。ば

か値が出たわけあります。しかし、それも實際

は消費の実態がないものですから、またもとのも

くあみに戻つてしまう。一時的にばつと高値にな

つちゃつた。実態が一つもないものだからべしや

んこになる。こういうようなことはこれからも出

がちであります。そうすると、外材の節度ある輸

入といいますか、林野庁がその目安なりしつかり

した外材に対する認識を持つていませんと、いた

ずらに市場において騒ぎを起すだけでそれは実

際の実入りがない。こういう騒ぎにすぎないとい

うことになつてしまします。だから、私は外材の

輸入の問題というのは非常に深刻に受けとめて真

剣に対処をしませんといかぬと思うのです。大体

三分の二は外材に依存せざるを得ないという状態

であるということは私も否定し得ないところであ

りますけれども、輸入業者なんかがこうした高値

につけ込んで、円高等の関係もあってこれを大量

輸入するなんということがいまこの騒ぎの

のは現在でどれくらいあるのですか。

もう一つ、それと当然対比されるわけでありま

すが、通常、つまりノーマルな在庫量というの

かろうかというふうに考えておりますので、いま

の時点では大体適正な在庫量、現時点における需

給の関係はバランスがとれているというふうに考

えております。

○藍原政府委員 ただいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○島田委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

うです。

○藍原政府委員 たゞいまの在庫、大体二・五カ

月くらいになつております。われわれ一般的に大

きなればいけないというふうに考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように

は、いままだ作業中でございまして、まだいまの

時点で五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

○島田委員 これは農産物を生産するのとわけが
違いまして、木というものは植えてその年切れれるも
のじゃない。そんなあたりまえのことを私は言う
つもりはないのです。しかし、何年に植えたのは
何年に伐期に入る、そういうものがある程度見通
せるわけです。そうすると、国内産材の生産の状
況なり見通しといつものが一つそこにしつかり出
ているわけですね。そうだとすれば、全体で一体
国内の需要量は幾らあるのだ、すると十年後はどう
いうふうになるのだということは見通せないわ
けないのじゃないですか。そんな見通しも持って
ないで今度の法案を出したって、法案がどんな機
能をするというのですか、どんな意味を持つてい
るのでしようか。大臣、いかがですか、私の言う
ことは無理なのでしょうか。

○藍原政府委員 御指摘の御意見もあるうかと思
います。ただ、御存じのように、ただいまの日本
の造林地を見ますと、各齢級といいますか、毎年
毎年同じような配分で育つております。たとえば
若齢級が八〇%近くある、二〇%以下が、そ
ういう関係で年をとつたものは非常に少ないわけで
ござります。したがって、各年齢の林分がアンパン
ラに分布いたしております。私どもとすれば、将来
やはり伐採量ができるだけ一定していく方向に
いまま切れる量が五百萬立方だとか八百万立方あ
る、ところが来年になつてそれがたつと落ちて
三百萬になる、三千万になるというような形では
非常に問題がございます。したがつて、たとえば
ながら、今後どういう形で国産材を国内の需要を
補うように供給していくたらいいか、その辺は十分
分詰めなければいけないということを考えております。

そういう点で、いま御指摘になりましたように、今までできていないのはおかしいという御指摘もございますけれども、そういう点を十分踏まえて見直してまいりたいということで、慎重に検討しておるというところでございます。
○島田委員 長期見通しの改定作業をいまやつておるというのだから、これ以上無理なことはいま申し上げますまい。しかし、ちょっと見識がなさ過ぎると私は思うのですからね。まあ冒頭に指摘いたしましたように、大臣の認識も私の認識も、国内林業の置かれている状況はきわめて厳しい、この点では一致いたしました。林業の収益性の低下によって林業者の経営意欲は極端に阻害されている。この点も認識は一致しますね。さらに国産材の生産・加工・流通を担う事業体がきわめて脆弱化している、こういう点が悪循環を招いているということの認識も、これは同じだと思うのです。

本法案の早期の機能的な運用に私どもは大きな期待を持つものであります。

しかし、いま議論しましたような大事な基本にかかる問題がまだ解明されないでいるというのは、この法の運用に当たつても果たして適正が期せられるかどうか、私は大変危惧するものであります。ぜひこの際、川上から川下まで一貫した手厚い行政の手が必要だ。そういう観点に立つて考えますならば、造林の補助事業についても、あるいは保育の補助対象の問題についても、これを大幅に拡大していくという構えが私はぜひ必要だと思うのですが、この点はいかがです。

○藍原政府委員 先生御指摘のように、私ども造林については目標の約七割くらいの造林地ができる上がっておりますけれども、保育等について必ずしも十分でないという点を非常に危惧いたしております。そういう点で、林家が積極的に森林の保育に対する意欲が持てるような施策を講じなければならないという点を非常に危惧いたしておりますけれども、そういう点から、従前から対象にしておりませんで農林公庫融資の中でも保育事業というものを融資の対象にしてまいりましたし、特に本年度からは造林について総合的な施策を考えようということで、大体一千ヘクタール以上ございます規模の森林集団を単位といたしまして、市町村の主導のもとに造林事業を集団的、計画的、組織的に実施いたします森林総合整備事業というものを創設いたしました。これはいままで保育等につきましても、保安林あるいは特殊な象にするというような形で、下刈り、除間伐が積極的に行えるような方途を考えていこうということです。いま申し上げたような施策を講じたわけでござりますし、また、ただいま御審議願つております法案にも載つておりますように、農林漁業金融公庫からの造林融資につきまして、その償還期間の延長という特例を設け

ようということで、造林者に積極的な造林意欲保育意欲がわくような施策を講じておりますが、さらにこれにつきましても十分検討し進めてまいりたいというふうに思っております。

○島田委員 そもそも、いつも大変問題になるのは不良造林地なんですけれども、面積把握についでは不良造林地なんですけれども、面積把握についでも、われわれの把握している実態と林野庁当局が押さえておる面積とずいぶん違いますね。この不良造林地をどうするのですか。

○藍原政府委員 国有林の不成績の造林地につきましては、御指摘のように先生方から御指摘になります数字と私どもが把握しております数字とは確かに大きく食い違いがございました。私どもも約四万ヘクタール強の不成績造林地につきましては、五十三年度中にできるものについては積極的な対応をし、さらに残ったものにつきましても五十五年ぐらいまでにはすべて完了するような対応をしていこうというふうに考えております。

また、あわせまして、本年度上期のうちに全体の造林地の状況というものを把握いたしまして、さらにもそれについて不成績なものがあれば積極的に対応していくこうという姿勢で現在営林局は鋭意調査中でございますが、国有林の三分の一以上の積雪地帯でございますので、どうしても昨年の秋に調査できませんので、雪が解けましたらその辺については十分調査をしてまいりたいというふうに考えております。

○島田委員 不成績造林地という表現を使いますけれども、私どもはこれは不良造林地だと思うのですよ。大臣、この言葉の定義みたいなやりとりをするつもりはありませんけれども、不良造林地とでは認識においてずいぶん違うと思うのですよ。不成績造林地というのを一体どういう意味ですか。

○藍原政府委員 私ども造林をいたしました場合には必ずそれがいい山に成林するような努力をするわけでございますけれども、たまたま鳥害等々あるいは野鼠、野兔の害のために幼齢樹が食われたりあるいは枯れたりしたために植えつけ本数が

四

減るということもあります。また、御指摘のように、あるいは急げて、いい手入れをしなかったところもあるのかかもしれませんけれども、そういう意味で、当初当然いい造林地にすべく造林したものが当初の成績どおりに成長していないものを私どもは不成績造林地というふうに呼んでいるわけでございます。

○島田委員 そうすると、われわれの言う不良造林地は四十万ヘクタールある、こういう認識においてはそんなに隔たりはないわけですね。造林をした状態をつかまえてこれが成績いいか悪いかという判断、われわれは不良造林地と言う表現の中ではもっと大きな意味を持つわけです。つまりいま行われている造林の状態を考えますと、不良性を持つていていうふうにわれわれは認識しているのです。大臣、いかがですか。

○渡辺国務大臣 成績の悪いものはやっぱり不良だし、不良なものは成績が悪いし、私は似たようなものではないだろうかと思います。

○島田委員 それでは不良造林地ということですな。——はい。

それでは次に移りますが、林道整備の問題といふのは、これまた非常に重要な問題なんですが、これが非常に不十分である。それが今日の国内林業停滯の大きな要因にもなっている。先ほども間伐材の売れ行き不振の問題についても触れたわけありますが、間伐材についてだつて林道網の整備いかんではかなりコストをダウンさせることができます。したがって、林道整備というのはきわめて重要な面をするやらない仕事の一つであります。林野庁は林道整備の促進にどのようにことを言っているのですね。この点について林野庁はどう受け立てるお考えですか。

○藍原政府委員 御指摘のように、林道整備についてはただいま私どもが計画しておりますのに

比較いたしまして必ずしも進度が十分でございません。この原因は、やはり林道をつけるところがどんどん経費が高くなる非常に奥地に参ったというようなこと、あるいは労賃単価の値上がり、さけでございます。

○島田委員 林道問題調査会の幾つかの検討事項では功罪がありますから、これはかなり慎重に取り扱わなければいけないという問題がございます。たとえばまして保全工法をとらなければいけないといふような観点から、メーター当たりの単価も非常に上がつてしましました。そういう観点と予算が必ずしも十分伸びないと、いう両方から、林道の延長が一時非常に停滞しておつたために、林道の整備が非常におくれておるということは事実でございます。

したがいまして、私どもとしてはこういうものを克服するために、山岳地帯におきます効率的な施工技術というような問題、それからこれから的是非林業の中で間伐等々が非常に重要なになってまいりますので、そういう間伐促進のための緊急整備の林道につきましては、一般的普通林道と違つた間伐林道と俗に称するような林道を考えまして、積極的に延長を図るというような問題、こういうことを考えまして積極的な林道の拡充を図つていきたい。さらには公共事業の林道予算だけではなくて、構造改善事業だとか、あるいは大規模林道、スーパー林道、いろいろな面から林道の整備を図つて拡充を図つてまいりたいというふうに考えております。

それから、御指摘になりました問題、用地補償の制度化の問題だらうというように思います。用地補償の制度化につきましては、林道は、御存じのように、確かに公道的な性格と、それからその付近の林業の基盤整備という問題とあわせまして、その林道が通ります森林所有者、森林經營者と申しますか、そういうものの共同施設であると申しますが、そういう性格を踏まえまして、その用地補償というものが国庫助成体制の中での林道全体に及ぼす影響、そういうものがどういう状況になるかということを十分配慮しなければいけないというふうに考えております。

○島田委員 そこで法案の中身について若干触れますが、先ほども指摘いたしましたように、国内林業、林産業はきわめて深刻な事態に立ち至つておる。それは造林、保育から素材生産、製材加工、流通に至る各部門を通ずる総合的な対策が強く望まれているところであります。その意味で、われわれは林業の振興決議以来一貫してこの

中でございます。

○島田委員 林道問題調査会の幾つかの検討事項では功罪がありますから、これはかなり慎重に取り扱わなければいけないという問題がございます。だから、解説のみにこれを論議するということは避けたいと思うのですが、しかし、公共性の強いものについては全額国庫補助をやるというぐらいの構えがないと、林道の整備は抜本的にできません。これがどうです。

○藍原政府委員 確かに、林道につきましては、最近旧来に比べますと公道的な性格も強くなっています。さておることは事実でございます。しかしながら、やはり林道をつけるということになりますと、その森林を持っております特定な森林所有者が利益をもたらすという点もございます。そういう点も十分考へなければいけませんし、あわせまして、現在国道なりあるいは県道といった地方道がございますけれども、こういうものにつきましても一部の特例を除きまして全額国庫という形はないわけでございます。そういう点から考えまして、全額国庫でやるというのはなかなかむずかしいのではなかろうかというように考えておりますが、一例を申し上げますと、一般の広域基幹幹線道につきまして後進地域の差額だとかいろいろなものがございます。したがいまして、一番上限は一般的には百分の六十五という補助率になつておりますけれども、高いところでは八一・二五%という補助率になるようなところもございます。それで、そういう点でわれわれとしても、現在の補助率を中心いたしまして、さらに積極的な推進を図つてしまりたいというふうに考えております。

○島田委員 そこで法案の中身について若干触れますが、先ほども指摘いたしましたように、国内に講論をしてもらいたい、こう考えておりますが、現在私どもにおいて、こんなものが骨組みになりますのじゃないかというようなことを参考に申し上げますと、まず一つとしては、林業經營の改善に関する基本的事項について、わが国の林業經營が概して小規模で計画性を欠いているというようなことの事情等を考えいかなければならぬ。これに特殊事情というものを基本方針の中に十分に配慮をしていきたい。そのためには、所有している森林についての經營方針というものを明らかにしていく。また、伐採とか造林等の生産活動について、ただ思いつきで伐採されても困ることありますから、これらの生産活動、造林、伐採は計画的にこれを進めるということを骨組みにしていく。それから、森林組合によるところの受委託の推進、これによつてむだのない近代的な伐採、流通というようなものを考えていく必要があ

提案を続けてまいりましたのでありますから、この法案はむしろ遅きに失したという感がするわけであります。

そこで、農林大臣が基本方針を定める、こういうことになつてゐるわけあります。この法律全体を通じて基本方針がきわめて重要な役割りを果たしている、こういうふうに思われるわけであります。この際、基本方針を定めるに当たつて大臣の基本的な考え方を伺つておきたいと思うのです。

る。これらのことと、わが国の林業経営が小規模であるから、その小規模なものに対処する内容としていつてはどうか。

次に、第二番目といたしましては、国産材の生産、流通の合理化に関する基本的事項について考えなければなりません。これにつきましては、国産材の供給が小規模で断続的であって、外材に対する抵抗力が弱いということをまず頭の中に入れて、これを解消するためにはどうするか。まず、そのためには素材の生産及び取引の過程において、これが断続的でなくて継続的に、安定的にしかも計画的に行われるようにする必要がある。次には、国産材の製材加工については、これはさわめて近代的なロスのない体系を確立する必要がある。その次には、国産材の品ぞろえの機能等の強化を図り、市場においていろいろな多種目、大量の需要に応じられるような体制をつくり上げる必要がある。こんなことを基本方針の中で取り入れていったらしいのじゃないかということをまず提案をいたしまして、そして専門家の意見を聞いて、さらにそれを修正するなり充実するなり、あるいは物によつてはそれは必要ないと言えば削る場所があるかもしれません、目下農林省として基本方針の骨組みとして考えているものはそんなことでござります。

○島田委員 林政審に詰つて、ということでありますが、林政審の問題については、私どもはきわめて非民主的な運営がなされているということで、ここにかけていろいろ専門家の意見を聞くといふ姿勢には私は疑義を感じていいわけありますけれども、それはまた別な機会に譲らせていただきます。

次に、農林漁業金融公庫資金の特例について伺つておりますが、造林資金や林道資金の現在の貸し付け状況というのはどうなつてあるのか。また、この資金についての借り入れ主体別の貸し付け状況はどうなつてあるか。つまり、私は大規模林家層の利用が多いのではないかと統計的には見ておりますが、そういう状態にはなつておるのであります。

○角道政府委員 農林漁業金融公庫の貸し付けの実績について御説明申し上げます。

二年度の実績は、造林資金について見ますと、大体六千二百件、金額にしますと約四百九十七億でございます。ただいまのは造林資金でございますが、これにつきまして主に別に見てみると、都道府県あるいは市町村、造林公社、森林組合、農協等の公的主体の貸し付けが大体件数で八九%、金額で大体八六%と、その大半を占めているわけでございます。ただ、これらの資金は森林組合の転貸もございまして、末端では会社あるいは個人に貸し付けられるわけでございますが、これらの私営造林について見ますと、大体中小規模の林家層の利用が大半でございまして、事業主体の個人が貸付件数でいきまして大体八六%、金額では五六%、この中で、經營森林規模が百ヘクタール未満のものは件数でさらに八五%、金額で六一%でございます。したがいまして、經營森林規模が百ヘクタールを超えるような個人、会社の造林資金の貸し付けの全体に占める割合は、件数では大体一三%、金額で一六%というような状況でござります。

次に、また、林道資金について申し上げますと、林道資金の五十二年度の貸し付けの実績は八百九十一件、金額にいたしまして四十五億七千五百萬でございます。このうち、林业公社あるいは森林組合、農協等の公的主体に対する貸し付けは、件数におきまして八百四十三件、比率でいければ大体九五%でございます。また、金額におきましては三十九億六千五百万元、比率でまいりますと大体八六%と、ほとんどが公的主体に貸し付けられておる現況でございます。

このように、両資金とも公的主体なり中小規模林家層が貸し付けの大半を占めておりますので、この資金についての借り入れ主体別の貸し付け現況は、どうなつてあるか。つまり、私は大規模林家層の利用が多いのではないかと統計的には見ておりますが、そういうことはないと考えております。

○島田委員 そこで、今回の特例措置の運用が問

いませんか。

○角道政府委員 農林漁業金融公庫の貸し付けの実績について御説明申し上げます。

題になるわけであります。今までの公庫資金の使い方というのが、いま説明あつた点でわかつたのであります。しかし、今度特例措置が設けられますと、われわれも、こうなつてきて、

それが大規模林家層に偏つていくようなことがあつて、これは法の精神から逆行するものと言わざるを得ません。これに対する行政上の指導方針

といふのはおありでしようが、お聞かせ願いたい。

○藍原政府委員 ただいま日本で林業を営んでいただいておる方を見ますと、大半が中小規模の方が中心になつておるわけでございます。したがいまして、私どもといつても、これから林業を推進するためには、そういう方々が積極的に林業を取り組むという姿勢を持つていただき必要があるというふうに考えております。

そういう点で、今回の法案に盛り込んでおりま

す。

○藍原政府委員 ただいま御審議を願つております特例措置、こう

いうものの適用時期等を勘案いたしまして考えた

うろうというふうにわれわれ考えておるわけで

ございます。

○島田委員 次に、低利資金制度について少し聞

いておきます。

○藍原政府委員 貸付枠の問題でございますけ

れども、五十四年度におきまして貸付計画額でござりますが、造林資金につきましては、樹苗養成を

除きまして六百四十三億ございます。これは対前

年度一二五%の伸びでございます。それから林道

資金は五十七億でございまして、対前年度の伸びが一五〇%というふうになつております。これは

ただいま御審議を願つております特例措置、こう

いうふうに考えておるわけではございません。ただ、

いま申し上げましたように、日本の林業の中心を

なします方々が中小でござりますので、そういう

中小の零細林業者に対しましては森林組合あるい

は林業改良普及制度、こういうものがございま

す。

現地には普及員もおりますし、そういうものを十分活用いたしまして、改善計画等の作成ある

いは所要な原資の借り入れ、こういうものの指導

の徹底を図つてしまいまして、今回の特例措置の

精神が十分生かされるよう指導してまいりたい

といふふうに考えております。

○島田委員 つまり、非常に運用がこれから問題

になりますから、この点についてのいまのよ

うな考え方を基本に置いてしっかり行政指導をやつ

たところ、それから外材専門のところ、それから國

産材と外材を同時に扱つてゐるところ、この三つ

に分けられますが、その場合の一一番最後に言つた、外材も同時に扱つてゐるところのそういう事

業主体は一体どう取り扱つていくのか、このこと

ころが大変大事だと思うのです。何%までな

か。全くそれは対象にしないのか。何%までとい

う何かの限度がないと、國産材をちびつと扱つ

ていても、おれのところは貸付対象になるんだと

言つて、外材の方のシェアも抱き込んでこの対象

になるということがありますと、これはな

かなかまとまりがつかない話になりますね。これ

はどう考へているのですか。
それから、一緒に答へてもらいますか、一件当たりの貸付限度額といふのは一體どれぐらいに奢えているのか。また金利でありますけれども、どの程度のものと考えておられるのか。それから金利の算定根拠といふのは、どんなふうな考へのものとてこの金利を設定しているのか。また末端貸し出しに当たつての金利をどのように担保するのか。果たして林野庁の定める金利以内での貸し出し実行が確保できるかどうか、この保証はありますか。
もう一つ、市町村の奨励金が奨励ノリ賃貸、末

端貸出金利はどうなっていくのか。実勢金利が変動するたびに末端金利が動き回るようでは、きわめてこれは不安定ですね。こういう点の金利上の問題というのはどのようにお考えになっているのか。五つほどまとめて質問いたしましたが、まとめてお答え願いたいと思います。

うに考えております。特に最近、三分の二が外村材でございまして、国産材オソリーをひく会社といふのは非常に数多く減ってきております。

つて、国産材オンラインの事業体だけというわけにはまいらないというふうに考えておりまして、応いまの段階では、五割程度以上のものを対象にして考えていただきたいというふうに思つております。それから一件当たりの貸付限度額でございますけれども、この限度額を設定することが私どもとしても必要であろうと、いうふうに考えておりますけれども、具体的な数字につきましては、資金需要の実態を考慮いたしまして、できるだけ早い機会に財政当局とも詰めてまいりたいというふうに考えておりまして、いまの段階では大体五千万ぐらいではなかろうかというふうに考えておりますけれども、さらに詰めてまいりたいというふうに思つております。

それから金利の問題でござりますけれども、どの程度のものを考えておるかという御質問でございますが、短期の運転資金につきましては五%，それから長期の運転資金につきましては六・三%，設備資金につきましては六・五ないし六・八といふような形で考えていいきたいというふうに思っております。

それから算定根拠は、後ほど林政部長の方から御説明申し上げます。

そういう、民間会社が変動ノリ易いことを踏まえ

出金利はどうなるかという御質問でございましたけれども、その都度都度これを変更するといふことはわれわれとしても非常に事務的にも望ましくないというふうに考えておりますけれども、やはり市中の金融機関の実勢金利あるいは資金コストの動向、それから他の制度金融の動向、こういうものを十分勘案の上対処してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○佐竹説明員 ただいま長官が御説明いたしまし
た金利の算定の考え方について御説明いたしま

この制度の仕組みは先生も御承知かと思いますが、都道府県が林業信用基金から低利の金を借り受けまして、それを市中金融機関に貯託、こなま

す。預託いたしますと、今度は市中金融機関がその低利の金利と自分のところで調達いたしました資金と両方合わせてブルーいたしまして、金利を決めて、それぞれ流通、加工業者等に対し融資をいたすわけでござります。したがいまして、その貸し付けの金利は、一つは、都道府県から借り受けました、その預託を受けました資金の何倍の資金を使って融資するか、いわゆる協調融資倍率と申しておりますが、私どもこれを一応三倍というふうに考えております。したがいまして、都道府県が市中金融機関に預託しますその金利が一歩を考えておりまして、それに対し三倍で造成いたします資金、これはそれぞれ金融機関が資金コスト、短期資金、長期資金、それぞれの資金コストがござります。それをあわせまして計算いたしま

した金利がそれぞれ、ただいま長官が御説明いた

しましたが、短期運転資金につきましては五%，長期運転資金につきましては六・三%，それから設備資金につきましては六・五ないし六・八、かようになりますが、これがござります。したがいまして、これは市中金融機関のみずから調達いたしました資金のコストと、政策的な金融の資金と parallelしておられますので、御案内のように最近のように公定歩合の引き上げ等があり金融が引き締まりまして、民間市中金融機関の調達資金コストが高くなりますと、これは若干、ただいま長官が御説明になりましたように二の資金比率を上げておるこ

明かにしたくない」とか「やめてくれることもあるうか」と思います。これはもちろん直ちに短絡するわけではありませんで、他の金融機関の動向、それから民間の金融機関の資金調達コストの動向等を見きわめて決める事になるわけでございます。

融資の実行の状況につきましては、毎月各金融機関から実績の報告を都道府県が徴することにしております。そのことを通じてもチェックいたしまして、またさらに、多くの場合これにつきましては林業信用基金が債務保証をつけることになると思ひますので、林業信用基金を通じてもその実行状況は確実にチェックできる、かように考えておるわけでござります。

○島田委員 その信用基金の問題でありますが、今度の制度では都道府県への資金の貸し付けというものは林業信用基金が行うようになっているわけであります。そうなりますと、県は国と林業信託基金の両方から二重に監督を受けるようなおそれはありませんか。そうすると二重行政の弊害、こういうことになる危険性がありますが、この点

○藍原政府委員 信用基金を通じまして県に貸す
はどうですか。
　　という形にしておるわけでございまして、いま先生の御指摘のような御心配もあるのかと思いますけれども、信用基金は県別にそれぞれ國が配分計畫を決定いたします。それに従いまして貸し付け事務を行なうという形になるわけでございまして、國が都道府県を監督するような監督的な立場でこの業務に関与するという形ではないわけでござい

まして、そういう点からは二重監督行政になると
いう心配はないというふうに考えております。
また、信用基金を活用することによりまして県
の事務が煩瑣になるというようなことのないよう
に、その制度の運用に当たりましては十分配慮し
てまいりたいというふうに考えております。

それもまた、県別の畠販率の百分比といふのは、どのようにやろうとお考へになつてゐるのです。それから、その基準についてもどうお考へになつてゐるか聞きたいと思ひます。ナナ百萬石

金需要に対応し得るような融資枠の確保を図るべきではないかと私は思うのですが、そうなりますと、二百五十億でいいのかという問題は当然出てくると思います。これは予測でありますけれども、ことしの実態を正確に踏まえていかなくてはならないわけですけれども、次年度以降の融資枠の拡充ということだって当然あり得ると思うのです。将来どの程度まで融資枠というのは拡大されると見込んでおられるのか、その点についても伺っておきたいと思います。

○藍原政府委員 融資枠の配分につきましては、やはりそれぞれの県の資金需要の実態、まずこういうものを把握しなければいけないとと思っております。全体の融資枠等を総合勘定いたしまして、県のそれぞれの需要というものを見きわめながら

配分してまいりたいといたるに考へておられますが、配分に当たりましては各県の国産材の生産及び流通の合理化の進捗状況、あるいは素材生産量、また国産材の素材の需要量の推移、こういうものを十分勘案して調整していくかなければいけないと考えております。

それから國務省の問題であります。それで、現在、昭和五十四年度は十月から実施する予定にいたしておりますので、五十五年につきましてはさらに二百五十億程度の貸付枠の追加というものが要るであろうと思いますけれども、五十六年度以降は、今後この運営が具体的にどうなつていいのか、その動向を十分私ども把握して勘案してまいりたいと考えております。

○島田委員 この法案ができる段階ですでに各項目にどれぐらいの需要希望があるのかといふうなことはしつかりつかまえられた上で二百五十億という金額がセットされているのだと私は思うのですが。ことしの場合は半年分でありますけれども、来年は倍にするんだ、その程度のことと果たして各県の需要に応ぜられるのかどうか、はなはだ毎年問題であります。私に言わせれば、どうもやるがが——きっとあるのだろうと思うのですが、明確にできない何か特別な理由があるのかもしれませんけれども、もうこの制度がき上がる以前から一体各県でどういう状態になっているかといふのを正確に把握してないで法案を出してくるところのものおかしな話ですね。そういう先の見通しのないそんな法案ではないと私は思って、かなり注意に受けとめていたのでありますけれども、そこの問題についてはまた別な委員が質問をすると思ひますから、次に進みます。

最後に、国有林関係の問題について若干触れておきたいと思うのです。昨年制定されました国・林野事業改善特別措置法によつて、一般会計からの国・林野事業特別会計への繰り入れの道が開かれたわけありますけれども、一般会計からの入額は現状ではきわめて不十分だと私は思つてゐるのですよ。今まで述べてまいりましたよ

○島田委員 それから、基幹作業職員の任用の問題でありますけれども、いまのような退職見合い程度のわざかな任用数では、有資格者が三千六百人以上もいるのですから、いまのテンボでいらっしゃる十数年もかかっていますね。こんなテンボののろいことじやどうにもなりませんし、また、林野厅におきます労使間の交渉経過から見て、も、これはおかしいと思うのですよ。五十四年度の補正予算で基幹作業職員の立目人員数を拡大する、こういうことも含めて大臣はもつと積極的に最大限の努力を払うべきだと思うのですが、この点については大臣のお考へいかがです。

○藍原政府委員 基幹作業職員制度というものが発足いたしまして、私どもも、これから国有林で働きます作業員の方々の身分の安定と申しますか、雇用の安定と申しますか、そういうものは十分図っていかなければいけないというふうに考えております。そういう点で基幹作業職員の任用につきまして、鋭意組合とも話し合いをしながら対応をしておるわけでございますが、いま御指摘ありましたように三千名余の方々が現在任用されております。そういうことで、ただいま労使間でこの折衝もされておるわけでございます。ただ、最近おきます直用事業の能率性の動向、高齢者の退職動向、こういうものを私どもは勘案しながら対応していくかないと考えておりまして、これらの見通しがテンボとして少しずれましたので、当初考えておりましたものよりも繰り入れのテンボがおくれておるわけでございます。しかしながら、いま御指摘のありましたように、五十四年度の補正あたりでこの立目人員を変更したらどうだという御指摘でござりますけれども、これは私どもとしても非常に困難であるうというふうに考えておりまます。ただ、いま申し上げましたように、作業員の身分というものは十分安定しなければいけないと

後、先ほど申し上げましたような生産性の問題あるいは老齢者の退職の問題、こういうものを十分に考慮して積極的に取り組んでまいりたいと、いろいろふうに考えておる次第でござります。

○島田委員 ところで、農林漁業金融公庫資金については、今回の法案によつて償還期限、据え置き期間が延長されるわけであります。このようないくつかの特例措置の必要性というものは何も民有林に限つたものではなくて、国有林でも共通する問題であります。なぜ国有林について同様の措置がとれないのか、この辺のところは大臣いかがです。

○藍原政府委員 まず初めに民有林と国有林でございますが、先ほども申し上げましたように、民有林は大半の方々がやはり中小の零細な方々でござります。そのために林業そのもの、經營はしておられますけれども、これが通年的に継続する形ではなく、どうしても断続するというような形もございます。それに引きかえて国有林の場合には、国土の二割近い相当の面積を持ちまして大規模にやっておりまして、そういう観点から見ましても、規模あるいは性格という面から判断いたしましても、一般の民間の林業と国有林とは性格の違いがあるというふうにわれわれ考えておりますし、また、国有林は資金運用部の資金を借りておるわけでございますが、この償還期限及び据え置き期間につきましては十分優遇されておりまして、現時点におきましてこれをさらに緩和するというのは非常にむずかしいというふうにわれわれは考えております。

○島田委員 私は、概略的に、今回の法案をめぐります林政全般にわたつての問題の提起を行つたわけでありますが、林業白書を見てみますと大臣は、大臣の性格なんでしょうけれども、甘えの構造は許さない、こういうものに貫かれてゐる、そういう感じであります。私はその言わんとするこ^トについて全面否定するものではありませんが、しかし、甘えを許さぬという前に、今日こういう

1

状態になつたという政府の責任というものをやはりきつと明確にしなければ、これは納得せぬと思うのです。ですから、その点について今度の法案を契機にして、林野当局あるいは農林省全体の十分の反省がなくてはいけない、私はこう思うのです。活力ある山づくり、こういうスローガンだけ掲げても、それだけでは問題の解決はなし得ない。十分の反省をしながら、どこに問題があるのか、そしてそれをどのようにやつていかなくてはいけないのか、そういう具体的な着実な行政の目標を示しながら、その上に立つて協力を求めていく、そういう姿勢に立たなければ、今日の山を国民のものに取り返すことはできない、私はこう思ひます。

そういう点に立つて考えますならば、今度出されました法案は一つの意味を持つものであることについて、私はこれを評価しますが、しかし、根底にあるものは、農林省自身が、いや政府自身が山をどういうふうにしていくのかという基本的な考え方というものをしっかりと国民の前に明らかにする、こういうことでなければならないと私は思ひます。

その点について、最後に大臣の率直な見解を承つて私の質問を終わりにいたしたい、こう思います。

○渡辺国務大臣 林野庁も一生懸命やってはきたのですが、いろいろ御批判を受ける点も多々あるだらう、私はこう思つております。特に民間の人から見ると、林野庁は国有林野所じゃないかなんといふような御批判も受けております。よく森林組合の大会なんかに参りますと、国有林のことでは非常に御熱心だけれども、民有林のことのはめんどう見が足りないとかそういうような御批判もあることも私はよく承知をいたしております。

一方、国有林の関係でどういうことが言われるかといふと、今までややもすると労使のごたごとのようなことだけが表に出て、それで幹部も労使の問題だけで、本当の事業内容の問題とかそういうことについて労使双方の話し合いがきちんと

いつてないというような点もあるだらうと私は思ひます。最近はかなり組合の方も、このままではとてもやつていけないというような自覚もして、認識もしていただいて、一緒になつてひとつ何とか立て直しをしなければならぬというような空氣でござりますから、われわれはこういうようないい点は助長をして、やはり一緒になって、国有林の問題については、いろいろ御指摘のようなものを私は図つていただきたい。

それから、特に民有林の問題については、この法案等も契機といたしまして、やはり山づくりと公益的な機能がありますから、こういうのも特に政府としては力を入れていかなければならぬし、また経営の問題についてもいろいろな手段を講じまして、林業家が意欲を持つてやつていけるような措置をきめ細かく手当てをしてまいりたい、かように考えております。

○島田委員 終わります。

○山崎(平)委員長代理 野坂浩賢君。

○野坂委員 林業等振興資金融通暫定措置法案の内容についてこれから審議していきたいと思ひます。

大臣にお尋ねをしますが、あなたの提案理由の説明の中で「最近におけるわが國林業をめぐる諸情勢はきわめて厳しいものがあり、木材需要の伸び悩み、外材の進出、經營コストの増大等により、林業の収益性は著しく悪化しております。このため、伐採、造林その他の林業生産活動は著しく停滞し、また、国内産木材の生産、流通を担う事業体も弱体化しつつあります。これらの動きが今後とも続けば、国内産木材の供給力はさらに低下するばかりでなく、国土保全等の公益的機能の低下する懸念されます。」そういう演説をされました。「このため、当分の間」こういうものをやるのだということであります。

○藍原政府委員 大臣御指摘になりました合理化といいますのは、やはり新しいこの金融制度を利用していただく方々が、これから國産材の振興といふものをを中心にしてそれぞの経営を近代化し、経営改善をしていただく必要がございます。そういう一つの目標に向かってやられる方々に対してこういう制度を設けようといふふうに考えておりまして、そういう点で、合理化計画の内容をいたしましては、事業経営の現状、あるいは事業経営上の問題点、さらには事業経営の合理化の基本方針、また事業計画、資金計画、こういうものを中心にいたしました合理化計画をつくつていただこう、そしてそれを、大臣が決めます基本方針と合致いたしますものについては十数県で検討していただきまして対応してまいりうるふうに考えております。

○野坂委員 大臣がお決めになります基本計画というのは、先ほども、一応の案をつくって林政審議会にかけてその答申を得てやりたい、こういうことであります。この法律の三条にも書いてありますように、林業経営の改善計画といふものが出来ております。そうしますと、いま同僚議員がおおむねのところを立てるよう、即ち、この当分の間というのは何年ぐらいを農林大臣は考へておるのでしょうか。

○渡辺国務大臣 これは、当分の間というのは本当に伸びも縮みも普通するものですから、非常に安心な点は助長をして、やはり一緒になって、國有林の問題については、いろいろ御指摘のようなものを私は図つていただきたい。

それから、特に民有林の問題については、この法案等も契機といたしまして、やはり山づくりと公益的な機能がありますから、こういうのも特に政府としては力を入れていかなければならぬし、また経営の問題についてもいろいろな手段を講じまして、林業家が意欲を持つてやつていけるような措置をきめ細かく手当てをしてまいりたい、かように考えております。

○野坂委員 わかりました。これから森林の造林計画等の二十年と合わせて大体それに合わせよう、こういう考え方だらうと思うのであります。さらに、説明の三番目に、この法案は、先ほどもありましたように、川上から川下までやるのだが、この中では合理化を進めていくのだ、こういうことが書いてあるわけであります。この合理化の内容というの是一体どういうことを指しますか。

○藍原政府委員 大臣御指摘になりました合理化といいますのは、やはり新しいこの金融制度を利用していただく方々が、これから國産材の振興といふものをを中心にしてそれぞの経営を近代化し、経営改善をしていただく必要がございます。そういう一つの目標に向かってやられる方々に対してこういう制度を設けようといふふうに考えておりまして、そういう点で、合理化計画の内容をいたしましては、事業経営の現状、あるいは事業経営上の問題点、さらには事業経営の合理化の基本方針、また事業計画、資金計画、こういうものを中心にいたしました合理化計画をつくつていただこう、そしてそれを、大臣が決めます基本方針と合致いたしますものについては十数県で検討していただきまして対応してまいりうるふうに考えております。

○野坂委員 大臣がお決めになります基本計画というのは、先ほども、一応の案をつくって林政審議会にかけてその答申を得てやりたい、こういうことであります。この法律の三条にも書いてありますように、林業経営の改善計画といふものが出来ております。そうしますと、いま同僚議員がおおむねのところを立てるよう、即ち、この当分の間というのは何年ぐらいを農林大臣は考へておるのでしょうか。

○渡辺国務大臣 これは、当分の間というのは本当に伸びも縮みも普通するものですから、非常に安心な点は助長をして、やはり一緒になって、國有林の問題については、いろいろ御指摘のようなものを私は図つていただきたい。

それから、特に民有林の問題については、この法案等も契機といたしまして、やはり山づくりと公益的な機能がありますから、こういうのも特に政府としては力を入れていかなければならぬし、また経営の問題についてもいろいろな手段を講じまして、林業家が意欲を持つてやつていけるような措置をきめ細かく手当てをしてまいりたい、かのように考えております。

○野坂委員 わかりました。これから森林の造林計画等の二十年と合わせて大体それに合わせよう、こういう考え方だらうと思うのであります。さらに、説明の三番目に、この法案は、先ほどもありましたように、川上から川下までやるのだが、この中では合理化を進めていくのだ、こういうことが書いてあるわけであります。この合理化の内容というの是一体どういうことを指しますか。

○藍原政府委員 大臣御指摘になりました合理化といいますのは、やはり新しいこの金融制度を利用していただく方々が、これから國産材の振興といふものをを中心にしてそれぞの経営を近代化し、経営改善をしていただく必要がございます。そういう一つの目標に向かってやられる方々に対してこういう制度を設けようといふふうに考えておりまして、そういう点で、合理化計画の内容をいたしましては、事業経営の現状、あるいは事業経営上の問題点、さらには事業経営の合理化の基本方針、また事業計画、資金計画、こういうものを中心にいたしました合理化計画をつくつていただこう、そしてそれを、大臣が決めます基本方針と合致いたしますものについては十数県で検討していただきまして対応してまいりうるふうに考えております。

○野坂委員 大臣がお決めになります基本計画というのは、先ほども、一応の案をつくって林政審議会にかけてその答申を得てやりたい、こういうことであります。この法律の三条にも書いてありますように、林業経営の改善計画といふものが出来ております。そうしますと、いま同僚議員がおおむねのところを立てるよう、即ち、この当分の間というのは何年ぐらいを農林大臣は考へておるのでしょうか。

○渡辺国務大臣 これは、当分の間というのは本当に伸びも縮みも普通するものですから、非常に安心な点は助長をして、やはり一緒になって、國有林の問題については、いろいろ御指摘のようなものを私は図つていただきたい。

それから、特に民有林の問題については、この法案等も契機といたしまして、やはり山づくりと公益的な機能がありますから、こういうのも特に政府としては力を入れていかなければならぬし、また経営の問題についてもいろいろな手段を講じまして、林業家が意欲を持つてやつていけるような措置をきめ細かく手当てをしてまいりたい、かのように考えております。

○野坂委員 わかりました。これから森林の造林計画等の二十年と合わせて大体それに合わせよう、こういう考え方だらうと思うのであります。さらに、説明の三番目に、この法案は、先ほどもありましたように、川上から川下までやるのだが、この中では合理化を進めていくのだ、こういうことが書いてあるわけであります。この合理化の内容というの是一体どういうことを指しますか。

○藍原政府委員 大臣御指摘になりました合理化といいますのは、やはり新しいこの金融制度を利用していただく方々が、これから國産材の振興といふものをを中心にしてそれぞの経営を近代化し、経営改善をしていただく必要がございます。そういう一つの目標に向かってやられる方々に対してこういう制度を設けようといふふうに考えておりまして、そういう点で、合理化計画の内容をいたしましては、事業経営の現状、あるいは事業経営上の問題点、さらには事業経営の合理化の基本方針、また事業計画、資金計画、こういうものを中心にいたしました合理化計画をつくつていただこう、そしてそれを、大臣が決めます基本方針と合致いたしますものについては十数県で検討していただきまして対応してまいりうるふうに考えております。

のためにつくったのだから当然受益者がやるべきだということになるでしょうけれども、ある程度維持修繕についても十分配慮してもらわなければ、無難道路になつて、せつかくつくつたものが生きてこないということが公道にならない場合はあり得ると思うのです。それに対する考え方なり維持修繕に対する意見はどういうふうにお考えだらわなかつたものがあります。

維持修繕に対する意見はどういうふうにお考えだ

らうかと思うのであります。

それからもう一点、用地取得費については検討中ということになりますが、これはぜひやつてもらわなければ、何年検討されたのか知りませんが、ことしぐらい結論を出して前向きに善処する、そういう答弁をしてください。

○藍原政府委員 林道の維持管理につきましては、確かに御指摘のように十分維持管理をしていない林道もあるかと思いますけれども、現在、維持管理につきましては、地方交付税の中に積算されております。幅員が四メートル以上のものにつきましてはメートル当たり百八円、一・八メートルから四メートル未満のものにつきましては百円という形で交付税の中に一応算入されておるという形で、こういう中で市町村を中心にして維持管理をしていただくという形になつております。

それから、先ほどお答え申し上げました用地の問題でございますが、私どもも、そういう要望があつたので、できるだけ早い機会に結論が得られるように努力してまいりたいと

明記して、百円でやれなんということは、とつて

もできません。これはけたが違うのじゃないかとお耳を疑つておるのでされども、交付税の算定の基礎になる、だから当然だということで――

藍原長官はいまの地方財政存じないかな。地方財政は余つて困つておるのじゃないのです。国以上に苦しいのです。そういう中でこれでやれといふのは当然だとお考えですか、無理だとお考えですか、どうです。

○藍原政府委員 林道ばかりでなく、いろいろな施設の維持管理というのは、やはりその施設所有者が維持管理するのがたてまえになつておりますし、そういう点で、林道については特にやはりいろいろな問題がござりますので、交付税の中でも算定されておるというふうにわれわれ理解いたしておりますし、必ずしもこれが十分であるというふうには私も申し上げませんけれども、そういう形の中で鋭意それぞれの林道の管理責任者が林道の維持管理をしていただくというふうに現在のたてまえにもなつておりますし、そういう御努力をしていただきたいというふうに考えております。

○野坂委員 議論はこのぐらいでやめますけれども、議論する者は樂ですけれども、やる者は大変なんです。もっと考えていただかなければならぬと思います。自治省にも言つておいてください。

いまお話をあつたわけですが、外材はいま国内用材の三分の二ですね。こういうことでやられてきたわけでございます。そういう中で、私どもといたしましても、どういう品目を選択したらしいのか、あるいは引き下げ幅はどのくらいにしたらいいのか、また、下げる時期はどうしたらいいのか、この辺は十分慎重に配慮いたしまして交渉をしてまいりました。

そういう中で、松類につきまして関税の引き下げを一部行う、それから普通合板につきましても六ミリ以上の中につきまして一部の関税の引き下げを行うということにしたわけでござりますけれども、こういう点もやはり国内の林業に影響のないよう、その辺は十分配慮して考えまして、実施時期等につきましても一九八四年からという形で、その間に十分そのくらいの対応ができるようになります。

そういう努力をしなければならぬ。そう言ってみるとわかりませんから、その点についてはちゃんと出せばいいじゃないですか。交付税の中に入つておる。そして、あげるならもつとはつきり明記して、百円でやれなんということは、とつて

ね。その点については林野庁長官としてはどうお考えですか。

○藍原政委員 ただいま御指摘の関税の問題でござりますけれども、MTNの交渉の中で木材につきましても関税の交渉が相当厳しく行われました。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

現在、木材について見ますと、丸太はキリを除きます。そういう点で、私どもといたしましても、日本の林業が現在こういう状況でござりますし、国内の木材需給が必ずしもつり合つた形で行われておりますので、現在設定されております関税につきましては極力現状維持をしたいという考え方で対応したわけでござりますけれども、米国あるいはカナダ、ニュージーランド、東南アジア、このような諸国から、林産物につきましての即時かつ大幅な関税の引き下げの要求が相当強い形で行われたわけでございます。そういう中で、私どもといたしましても、どういう品目を選択したらしいのか、あるいは引き下げ幅はどのくらいにしたらいいのか、また、下げる時期はどうしたらいいのか、この辺は十分慎重に配慮いたしまして交渉をしてまいりました。

そういう中で、松類につきまして関税の引き下

げを一部行う、それから普通合板につきましても六ミリ以上の中につきまして一部の関税の引き下げを行なうということにしたわけでござりますけれども、こういう点もやはり国内の林業に影響のないよう、その辺は十分配慮して考えまして、実施時期等につきましても一九八四年からという形で、その間に十分そのくらいの対応ができるようになります。

そういう努力をしなければならぬ。そう言ってみるとわかりませんから、その点についてはちゃんと出せばいいじゃないですか。交付税の中に入つておる。そして、あげるならもつとはつきり明記して、百円でやれなんということは、とつて

ふうに思つておるのですが、それについての考え方です。

ただいまそういう観点から、国内の木材需給といふものはやはり外材に非常に左右されますので、短期的問題として、国内におきます木材の需給というものを計画的に安定的に外材が入るようになりますけれども、MTNの交渉の中では材引取税は標準税率はたしか二三%くらい取つておって、八四年からやる、合板や松製材もそういうことになつたのだろうと思ひますが、その具体的な内容と数字を説明してもらいたいということが点。

それから外材の丸太については裸だ、こうおっしゃつた。國産材についてはどうなんですか。木

材引取税は標準税率はたしか二三%くらい取つてお

るのじゃなかろうかと思うのです。これについて

は正していかなければならぬじやないかといふ

ふうに思つておるのですが、それについての考え方です。

第一類第八号 農林水産委員会議録第八号 昭和五十四年四月二十四日

ね。国税の場合、あなたの方の出された林業白書にこれについてはいろいろ書いてありますね。適用期限を二年延長するとかそれを項目でずっと書いてありますが、こういう引取税についても考えていかなければ対応できないのではないか、こういうふうに思うのですが、その点はどうです。

○藍原政府委員 先ほどの関税の問題でございますけれども、さつき申し上げましたように、日本の木材需要の大宗を占めます杉、ヒノキ、こういうものに見合うアメリカから参ります米ヒバ、米杉、米松等については関税がかかっておりませんので、すでに裸の状況でございます。したがいまして、今回問題になりました松属というのは主としてニュージーランド、アメリカの一部という形でございまして、全般といたしますれば日本の木材需給にさほど大きな影響は及ぼさない。ただ、松が主体になつております岩手県あるいは媛県県ですが、一部の地方にそういうところもございます。そういう点ございまして、その辺はわざわざわれも十分配慮しながらさつき申し上げたような形をとつたわけでございます。

それから国産材にかかるております木材の引取税でござりますけれども、これにつきましても從来からこれを廢止せよという声もございます。しかししながら、一方では、一部の山村におきましてはこれが非常に地方の財源になつております。したがいまして、その辺が非常にむずかしい問題でございますし、これを廢止してそれにかわる財源がないとの廃止もなかなか踏み切れない状況になつておりますが、私どもといたしましても、確かに外材にかかるといひないで国産材だけにかかるという点については問題もあると考えておりまして、この問題についても鋭意検討は進めなければいかぬと考えておりますが、片やそれだからといって外材による輸入の圧力がございます。そういう中で外材に課徴金がかけられるかということになりますと、先ほど申し上げましたように、外国から、日本が

も問題があるということで、これは非常にむずかしい問題だとわれわれは理解いたしております。したがいまして、今後この国産材にかかるておりました木材引取税については、どういう方法で取つていくのか、非常にむずかしい問題もございますけれども、ただいま問題になつております一般消費税等の問題がございます。もしそういう問題でも出た場合には、それとの関連において十分対応してまいりたいというふうにも考えておる次第でござります。

○野坂委員 三十分で終われということです。で、これで午前中の質問を終わりまして、午後質問しますが、劈頭に林野庁長官から、一九八四年国産材は対応できる、こういうことでありますから、その年次別の計画の数字を発表していただいてそれから質問に入りたいと思ひます。

○佐藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後二時三十四分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林野庁長官。

○藍原政府委員 午前中先生から御質問ございました問題につきまして、ちょっと私の方で御質問の趣旨が十分でないかと思ひますけれども、考査の方としてこういうことでなからうかと思ひます。と申しますのは、今回の措置をとりますと国産材との供給がふえるであろう、それから一方、関税を下げれば外材の輸入がふえるであろう、その辺をどう調整して考へているのかといふ御質問だらうと思います。

今回関税の引き下げの対象になります松属等につきまして見ますと、これは全体の製材の輸入量の中の約二・八%でございますし、それから丸木を含めました輸入量に対しましては〇・二%といふきわめて微々たるものでございます。したがい

午後二時三十四分開議

発動をするということは非常に国際的にあるということで、これは非常にむずかだとわれわれは理解いたしております。まして、今後この国産材にかかるており引取税については、どういう方法で取つらか、非常にむずかしい問題もございます。ただいま問題になつております一般消費問題がございます。もしそういう問題で合には、それとの関連において十分対応りたいというふうにも考えておる次第であります。

質問 三十分で終われということですの
で午前中の質問を終わりまして、午後質問ですが、駒頭に林野庁長官から、一九八四年は対応できる、こういうことでありますか
れるの年次別の計画の数字を発表していただけ
から質問に入りたいと思います。

委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時十八分休憩

強権的な発動をするということは非常に国際的にも問題があるということで、これは非常にむずかしい問題だとわれわれは理解いたしております。したがいまして、今後この国産材にかかるております木材引取税については、どういう方法で取つていくのか、非常にむずかしい問題もございますけれども、ただいま問題になつております一般消費税等の問題がございます。もしそういう問題でも出た場合には、それとの関連において十分対応してまいりたいというふうにも考えておる次第でございます。

○野坂委員 三十分で終われということですのとで、これで午前中の質問を終わりまして、午後質問しますが、劈頭に林野庁長官から、一九八四年度国産材は対応できる、こういうことでありますから、その年次別の計画の数字を発表していくたまいてそれから質問に入りたいと思います。

○佐藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

も問題があるということで、これは非常にむずかしい問題だとわれわれは理解いたしております。したがいまして、今後この国産材にかかるております木材引取税については、どういう方法で取つていくのか、非常にむずかしい問題もございますけれども、ただいま問題になつております一般消費税等の問題がござります。もしそういう問題でも出た場合には、それとの関連において十分対応してまいりたいというふうにも考えておる次第でございます。

○野坂委員 三十分で終われということですので、これで午前中の質問を終わりまして、午後質問しますが、劈頭に林野庁長官から、一九八四年国産材は対応できる、こういうことでありますから、その年次別の計画の数字を発表していただいてそれから質問に入りたいと思ひます。

○佐藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後二時三十四分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行ないます。林野庁長官。

○藍原政府委員 午前中先生から御質問ございました問題につきまして、ちょっと私の方で御質問の趣旨が十分でないかと思ひますけれども、考案方としてこういうことでなからうかと思ひます。と申しますのは、今回の措置をとりますと国産材の供給がふえるであろう、それから一方、関税を下げれば外材の輸入がふえるであろう、その辺をどう調整して考へているのかと、いう御質問だらうかと思います。

今回関税の引き下げの対象になります松属等につきまして見ますと、これは全体の製材の輸入量の中の約二・八%でございますし、それから丸木を含めました輸入量に対しましては〇・二%といふべきわめて微々たるものでございます。したがい

○佐藤委員長 午後二時三十四分開議
す。
質疑を続行いたします。林野庁長官。
○藍原政府委員 午前中先生から御質問ございま

まして、全体の影響はさわめて少ないと、いうふうに考えておりますけれども、逆にまた、いま御指摘になりました問題について一般的に見ました場合、今回の措置でこれがどのくらいになるかということは非常に算定もむずかしいことがありますし、逆にわれわれとすれば国産材が漸次増加していくというふうにも考えておりますけれども、今回の一環の措置でどれだけの効果があつたかということを独立して推計することはきわめてむずかしいのではないかどうかというふうに考えております。ただいま検討しております長期の需給の見通し、この策定作業を進めておりますけれども、その一環として検討いたしまして、後日また検討結果が出来ました場合にはお示しすることで、御了解いただきたいたいと思います。

○野坂委員 後日、検討結果をお話しいただきたいと思います。

先ほど同僚議員からお話をありました公定歩合の引き上げ、貸付金利の末端金利の不動、こういうものにつきまして確認をしておきたいのですが、お話を部長からございましたように、政府が森林信用基金に出資し利子補給をする、あるいは債務保証をやる。そこから都道府県に持つていいく、貸し付けをする。原資供給をそこからやるわけですね。そうすると、利子補給もやるわけですから、公定歩合が引き上げになつても、たとえば農協の基準金利が九・五%で、この利子補給等は政府が行つて、五%なら五%にするということにしておるわけですから、この公定歩合の引き上げで、協調融資とはいえ低金利で預託をするわけですから、その貸付金利は動かないようにななければ、初め借りた人と後から借りた人との問題点も出てこようし、また、一回借りた人はその金利が引き上げは〇・七五行われようとしておるわけで、それから、それらの関連についてもう一度明確にしておいてもらいたいと思います。

○佐竹説明員 たたいま御指摘の点、先ほど御説明いたしましたように、都道府県が供給いたします低利で預託いたします資金の割合が一、これに對して、それぞれ市中金融機関が独自の資金源を使つて調達いたします資金量が三の割合になつております。この三の割合になつております資金は、一般にただいま地方銀行等では、短期資金については大体六七%ぐらい、長期資金については八九%、さらには長期運轉資金については八九%、長期の設備資金については八・七%ぐらいの資金コストになつておるわけでございます。したがいまして、もちろん公定歩合が引き上げになりましてから直ちにそななるということではございませんけれども、この三の割合の自己調達部分につきましては、銀行の資金コストが上がつてくることになるわけでございまして、そうなりますと、地方銀行の経営採算という問題もございますので、私どもとしては極力据え置きたいという気持ちはあるわけでございますけれども、やはり銀行の経営も無視することはできませんものでございますので、この辺につきましては、上がる可能性もなしとしないわけでございまして、今後の金融情勢の推移、公定歩合が引き上げになって直ちに地方銀行の資金調達コストが上がるかどうかという問題もござりますので、その辺をよく見きわめまして取り決めていきたい、かように考えておるわけでございます。

てくるのではないか、こういうことになると思うのです。その点については、いま短期は五年とか、長期は六・五ですか、設備資金が六・五から六・八、この範囲内で二十年間はやるのだ、こういうふうに農林大臣の趣旨説明の当分の間という意味も含めてやられたのなら、それだけの利子補給をして、これで経営を立て直すのだということにしなければ意味がないではないかとわれわれは思うのですが、大臣、いかがですか。

○渡辺国務大臣 この問題は、金融の根本問題でございまして、制度資金はこれ一つではないわけ

です。土地改良にしても、その他たくさんの制度資金があるわけですから。今までの例からすると、金利の上がったものは、すでに借りてしまつたものはそのままだけれども、新しく借りるとい

うものについては新しい金利体系ということになつておりますので、御趣旨はわかりますが、これにだけ特別なものを設けるということは非常にむずかしいのじゃないか、私はかのように思つております。

○野坂委員 大臣もよく御存じのように、農林漁業のうちの農業改良資金とか近代化資金、これについては法律で〇・五ずつ下げましたね。そういうふうで、足らざるところは利子補給で埋め

て、農業の再建なりあるいは林業経営の向上なり、そういうことの趣旨からこの間の法律改正も行つたわけですから、そういう意味から考えれば、そのような姿をさせることが原則原則ではないか。農業の場合もそのような措置をとつておるというのが今日の現状ではないですか、どうでしょ。

○渡辺国務大臣 そのようにあることが望ましいと思いますが、これは事農業だけではなくて、政府の関与している相当長期の、四十五年なんといふのはありませんけれども、中小企業でも機械の近代化でも何でも同じような制度があるわけです。

○野坂委員 その二つがあろうかと思ひます。そういう観点から、信金を通じてやること

にいたしましたし、また御存じのように、信金は三十九年にできましてからもう相当な年月が

たつております。在来工法もここ二、三年予算もついておるわけですが、どのような進展状況で

いらっしゃいます。そういう観点から、信金を通じての債務保証をやってきております。そういう

点で非常に熟しておりますので、そういう知識を十分活用しながら、この制度に乗せて運用して

いきたいというふうに考えておる次第でございま

よく検討をさしてもらいます。

○野坂委員 この法案の趣旨は、たとえば造林資

金は三十五年を四十五年にする、信金は二十

年を二十五年にする、林道資金は二十年が二十五

年、信金は七年が七年というこ

とになつてお

ります。

○野坂委員 この制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 こういうシステムをつくられるわけ

ですか。それは天下りの関係ですか。

○藍原政府委員 国から県に資金を貸し付ける場

合には、二通りあろうかと思ひます。一つは、特

別会計を新設いたしまして、國がみずから貸し付

けを行うという方式、もう一つは、特殊法人を設

けまして、それを受けざらとして活用する方式、

これが今日の現状ではないですか、どうでし

た。

○野坂委員 冒頭午前中にもお話を申し上げまし

たように、外材が三分の二という現状から、國産材の需給の問題、需要の問題を上げていくため、住宅の問題等も大臣からもお話をあります

た。

そこで、林野庁で取り扱つていらっしゃる在来工法の問題がありますね。これに対してハウス55というのがあります。これに対してハウス55でやつております。在来工法もここ二、三年予算もついておるわけですが、どのような進展状況で

ます。

○藍原政府委員 いま申し上げました在来工法の

住宅部材流通消費改善対策事業の予算を申し上げますと、五十四年度で一億八千二百五十七万円になつております。

○野坂委員 いままでの累計。

○藍原政府委員 五十二年が五千五百萬、五十三

年が一億二千八百万でございますから、合計いたしまして約三億六千万ぐらいでございます。

○野坂委員 林野庁としてはそうやつておる。在

できる、こういうかつこうになつておるのか、

長官から経緯と考え方を聞いておきたいと思いま

す。

○野坂委員 いま申し上げました在来工法の

建設

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

れるわけですか。

○野坂委員 これだけの業務がふえますか

ら、当然そういう意味で仕事がふえるということ

で、組織なり定員につきましては適正な事業がで

きるよう対応をしなければなりません。その業

務量等に対します具体的な検討を行いまして、所

要の措置は講じてまいりたいというふうに考えて

おります。

○野坂委員 これがこの制度の発足によって、林業信用

基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ

来工法でやつた方が国民的な嗜好があるといふこと

とは建設省や通産省にもちやんと言つていらっしゃるわけですか、そういう話し合いは。どうです、
○藍原政府委員 住宅そのものの行政指導官府は建設省でございます。したがいまして、私どもはそれに必要な資材としての木材についていろいろな点から住宅の問題にも触れておるわけでございまして、建設省とは十分連絡をとりながらその辺を推進いたしております。

○野坂委員 ハウス55は十五億三千万の国の助成金が出ております。御承知のとおりです。来来工法はいまあなたが説明されたように三億六千万、こういうことになれば、やはり度合いが違うじゃないですか。日本の住宅は日本の国民全体がいわゆる材木で建てたい、こうおっしゃつておって在来工法を推進しておる。片っ方の通産や建設省は十五億三千万の助成金をもつて、トヨタとかミツダとか、そういうところがどんどんやつておるとか、いうかつこうでは太刀打ちできないで、需要の低

○野坂委員 私たちは文句を言つておるわけじゃ
ないですからね。いまの木材の問題なり、たくさん
の木材の関係者、川上から川下へという、そ
うことで、一人親方の大工さんたちたくさんいら
っしゃるのですから、十分配慮してもらわなければ
は太刀打ちできませんよ。三億六千万は安過ぎま
すから、大臣、今度はちゃんと予算をもつと要求
してとつてもらつて、本当の林野庁なり農林省の
力といふものも信頼を受けるような措置をとつて
いただきたいということをお願いしておきます。
建設省の方にお尋ねをしましよう。このハウステ
ンボスは、五十五年において販売の方に入るわけ
ですか。時間がありませんから申し上げておきます
が、百平米五百万円というのは可能かどうか。そ
れから、暖房その他もしてということであつたと
思うのですが、それらについての今日までの状
況、それをお話しいただきたいと思います。

○野坂委員 住宅産業新聞等を読んでみますと、工場の側は研究だけで企業化は約束をしていない、というふうに新聞にも載っておりますし、五十五年度に本格供給するというスケジュールを立てるのなら、工場生産設備の建設なり販売体制の確立あるいは共販会社構想というようなものいろいろな新聞等で指摘をされておるわけですけれども、これは相當年度がずれるという傾向にありますね。五十二年度に実施計画を出すとかは、一年三ヶ月くらいおくれたですね。そういうことになつて、研究開発のスタートのときに定めました百平方メートルの住宅を昭和五十年価格で五百円台、それは集中暖房を含むということをごいましたが、その目標を変えないでさらに今後の二年間努力していく、こういう集約をいたしておりまして、そのとおり関係者の方々に努力をしていただきたい、こう考えて研究開発を続行してもらつてあるという段階でございます。

見通しを持つ段階には至っていないわけでござります。

また、後段のお尋ねでございますが、私どもの施策の一つといたしまして、在来工法の合理化の予算を計上をしているわけでございますが、先ほどの林野庁長官からのお答えのとおり、私どもとは緊密な連絡をとり合つておしまして、その意味で国民のその嗜好に合つた、いわば土俵の中で組んでいただけるような合理化を図つて、最終的には国民の選択にお任せしていきたい、これを基本理念として考えておるわけでございます。

○野坂委員 この問題はまた改めて時間設定をして質疑に入りたいと思いますが、さらに国有林の問題について、この間の大臣の所信表明の演説にて質疑に入りたいと思いますが、さらには國有林の伴う質疑の中でも問題を提起しておいたわけですが、この間の参議院の農林水産委員会で、先ほど不良造林地の問題、不成績造林地の問題、こういふ二つの問題は同じだという話を大臣がしたわけですが、この間の参議院の農林水産委員会で、先ほど問題については、林野庁は四万ヘクタール、職

とを言つて書いておったって意味はないじゃないですか。もっとやらなければならぬじゃないですか。これは予算が少ないじゃないですか、予算算定の尺度にするわけじゃないけれども。もっと在来工法の振興なりPRなりモデルのセンターなり、そういうものを充実強化をして、府県でもっとやつていかなければ、大工さんや左官さんの仕事が問題になるじゃないですか。この点はどうですか。
○藍原政府委員 御指摘のように、予算面から見たらその点は少ないのでかもしれません。しかしこれどもとすれば、先ほど申し上げました日本住宅・木材技術センター、これも林野庁と建設省共管でございます。そういう観点から建設省の方も木材住宅についてはいろいろ関心を示していただておりますし、そういう面、建設省の住宅政策と合わせながら、住宅資源としての木材についてのよさをさらにPRしながら今後とも積極的に対応をしてまいりたいというふうに考えておりまして、今後ともそういう面での努力は十分払つ

れは昭和五十一年に新住宅供給システムの提案競技というのを行いました。二十の応募があり、そのうちから三つのものを選びまして、通商産業省と共同して技術開発を進めてきたといふのがございます。五十一年度からは要素技術、いろいろ着想がございましたが、その実現の可能性の検証、それから全体のシステムの確立ということ、研究開発を行つております。五十二年度にかけて、部材、工法、製造技術、施工機械等を中心として要素技術についての実現可能性の検証を行つた、こういうことでございます。五十三年度それから一部繰り越しまして五十四年度、かけましては全体の技術の見直しを行いました。現在は実験住宅を十三棟試行建設いたしました。防火とかあるいは居住の実験を進めているところでございます。現在研究は進行中というところでございます。

価格についてのお尋ねでございますが、この住宅供給システムの開発に当たりまして、昨年

てまいりますと、相当おくれて、五十一年度で五百四十億円方式だから、物価が上がれば七百万になる。そういうことでしようけれども、いまの状況からすればそういうものはなかなか可能性が少ないのに、やないかというふうに思われるわけですが、見通しとしては、いつからその販売体制に入るのですか。もし相当おくれるということになれば、もつと林野庁なり農林省と話し合ってもらつて、国営好というのも十分判断の材料に入れてもらわなければいけないのじやないかというふうに思うのですが、その点はどうお考えですか。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

前半の見通しの方の御質問でございますが、現在十三棟の実験住宅を建設し、その中での実験が進んでいる状況でございますし、またさらには、建築学の相当多数の先生方に、その開発し得たまゝの、これからするものの評価をお願いしている段階でございますので、現在まだその企業化なり商品化なりの明確な見通し、何年何月というような

貞の仲間の皆さんが調べたところによると、五〇%調べて十九万六千八百ヘクタールあるということを言っておるわけですね。一〇〇%とすれば、これを倍率ですれば大体四十万あるのじゃないか、こういうことです。

で、あなたの質問は、五十三年の作業が終わつた後に造林地の全面的な見直しを行いますといふやうなことが言われております。その結果は、「五十三年度終わつたわけありますから、そちらについてどのよう握手をされておるのか。それから四万ヘクタールは、五十三年度までやつてしまつて、五十五年度までには終わるということですけれども、この見直しを、不成績造林地ですか不自然造林地ですか、そういうものの面積について話して合つて一致していかなければならぬ。現実に、あなた方が机の上で計算されるのとは違つて、現地を見ておるわけですから、不成績といいますか不自然造林地はあるわけですからね。そういうふうな点についてはどのようにお考えなのかというこ

見通しを持つ段階には至っていないわけでござります。

皆さんから資料がおされております。たとえば有林でも國有林でもそうですが、地ごしらえから植えつけ、補植、下刈り、保育、こういうふうにやられるわけですが、これは「地捲事業」は成林の成否を決める基礎作業であるから保育における下刈作業と同様最も重点事業として実施する。こういう考え方でこの造林事業の方針書というものは大体各局が出しております。

○藍原政府委員 御指摘のように、山をつくります場合には植える前に地ごしらえ、これが非常に重要でございます。地ごしらえが不十分であれば、苗木の活着も悪うございまして、またいい成長もしないということで、造林事業のやはりまず基盤になります地ごしらえについては十分対応するような指導はいたしております。

○野坂委員 不成績造林地の問題でございますけれども、私ども先般の国会におきましてもお答え申し上げましたとおり、四万ヘクタール余のものがあるというふうに申し上げておりますけれども、現在そのうち改植を要するものは約七千六百ヘクタールでございますけれども、五十三年度末にこのうちの約三千七百ヘクタールを実行いたしましたして、残余の三千九百ヘクタールにつきましては大体五十四年なり五十五年には完了する予定にていたしております。それから、早期に保育をする造林地約三万二千五百ヘクタールでございますけれども、これは五十三年度末をもちまして約二万一千七百ヘクタールを改善いたしまして、残余の八千五百ヘクタールにつきましては五十四年、五十五年に実施する考えでございます。

なお、先ほども先生おつしやいましたけれども、五十三年度の造林事業が完了した時点におきましても、

○野坂委員 先ほど私が読んでそのとおりですかと言つたのは、造林事業の方針書を、各當林局は、先ほど言いましたように地ごしらえから植えつけから保育から補植から、そういうものを含めてやるのですが、ます、「地拵事業は成林の成否を決める基礎作業であるから保育における下刈作業と同様最重点事業として実施する。」こういうふうに大体指導されておるわけですね、そうですかということです。

○藍原政府委員 先生のおっしゃるとおりでござります。

○野坂委員 もうやめなければならぬのですから、申しわけないです、これは一九六二年の四月に當林局長は出しておるわけです。ところが、一九七一年の四月になりますと、「地ごしらえは、植付および保育作業に支障のない最小限の作業を行なうため、換葉存置地ごしらえ原則とする。」と、こういうふうに変わつておるのでよ。だからあなたの方針とは違つておるのでよ。なぜそういうことになつておるかといいますと、その証拠には、人間の数をおかしいことをやつておるのですよ。一九五九年、六〇年の当時から七二年に推移しますと、いまの地ごしらえなり植えつけなり補植なり、そういうことを、あなたがおっしゃつたような姿なのに、更新の場合はヘクタール当たり五十二・九四人だったものが、一九七二年はヘクタール当たり二十二・一五人になつておるのです。保育はヘクタール当たり十二・三人がヘクタール当たり五・四六人になつておるのでよ。そういうふうに造林方針書というものが変わってきたのは、これを計算をしますとこういうことになつてくるわけです、全部。いま私が言つた四項目に合せて計算をしますと、こういうことになりまつた。だから、あなたの言つていらっしゃることを

各営林局長は歪曲をして造林方針書をつくつておるということになります、あなたの答弁からする。これを直してもらわなければなりません。だから、枝条でも、前は植えつけをするときは全部枝を取つて、全部刈り取つたものです。それを枝条も存置していくいかけんにして、いや技術水準が上がつたとか、いや機械をつくつたといいますけれども、植えつけにそう変わりはないですから、これは逆計算をしておるので、そういううこと数字を出して。だから、これは直してもらわなければなりませんよ。だから、不良造林なんかでも見方がこれだけ違つてくるのです。私どもが言うよううにこれの見直しをしてもらつて、四万と四十万とは十倍違うわけですからね、それをちゃんと見直しをしてもらえますか、どうですか、林野庁長官。

○藍原政府委員　ただいま先生御指摘の細かいところを私もちよつと承知いたしておりませんけれども、造林事業の基本でございます地ごしらえ、それから下刈り、これは確かに造林事業の中心でござります。そういう点で、いま先生が御指摘の点があるかどうか十分調査をいたしまして、その点について姿勢としては従前も現在も変わつておらないわけでござりますから、いい山ができるような造林技術を中心いたしました造林方針書に基づいて造林が推進できるような努力をしてまいりたいと考えております。

○野坂委員　時間がありませんからこれで私の質問を一応終わりますが、いつかの機会にこの問題を取り上げていきたいと思っておるので。一九五九年、六〇年当時とその方針書は変わってないということをいまお話しになつたわけでありまづから、それを含めて不良造林の見直しをこの実行つて、この次の国会のときには明確に資料を提出をして、この見直しをこのようにいたしましたということをお報告をしてくださるようにお願いをして、私の質問を一応終わります。ありがとうございました。

○角屋委員 本日の委員会に、かねて懸案でありました林業等振興資金通暫定措置法案が提案され、審議される運びになつたわけでございまして、同僚議員の質問に引き続きまして、わが国森林・林業をめぐる国際的、国内的諸問題、それに引き続いて法案の中身についても若干基本的な問題を質問をいたしますので、答弁については簡潔にポイントを大臣並びに政府委員の方から御答弁を願いたいと思います。

まず、冒頭に国際的な問題から入りたいと思うのでありますけれども、やはりこれからの方針、政治、経済の重要な問題として、原油等エネルギーの問題、食糧問題あるいは森林・林業問題といったような資源問題というのは、国際的にもこれから非常に重要な政治課題、経済上の問題であることには、これは論をまちません。特に、きょうは森林・林業の問題を中心とした論議を展開するわけですから、その中における日本の森林・林業の実態と国際的なかかわり合いといふものについて、若干お尋ねをいたしたいと思うわけでございます。

御案内のとおり、林業白書でも触れておりますけれども、一九七六年の世界の木材消費量は約二十五億立方メートルでありますと、そのうちの用材消費が十三億立方メートル、薪炭材消費が十二億立方メートルといふように書かれておるわけであります。わが国の場合、林業関係では年間、昭和五十三年の場合一億二百九十万立方メートルでありますと、いわば国際的な木材の全体の中では約二十五分の一という比重を占めておるわけであります。

わが国の森林面積は、申し上げるまでもなく二千五百二十六万平方メートル、これは五十一年三月の数字でありますけれども、国土の六七%を占める森林国ということに当たると思いますが、しかし一人当たりでは〇・二二ヘクタール程度でありまして、世界平均の五分の一程度にすぎない、こういった状況に置かれておるわけであります。

そこで、そういういた状況の中で、世界の木材の現時点における輸出入の状況はどうなつてゐるか、あるいはその中において日本のウエートはどの程度を占めておるかという点について、まず御

おるわけでありますて、全体的な中では丸太で約半分、それからいま申しました製材関係の輸入の中では約五%を占めておるというのが今日の現状でございます。

るというふうに見込まれますけれども、わが国ではやはり丸太の需要が多いわけでございまして、丸太の形態での輸入量の増加はそう期待することはずかしいであろうというふうに考えております。

洋材を見ても、将来展望の中では非常に窮屈になつていくくといふに判断せざるを得ない。特に南洋材等については、いままではアフリカ等に依存しておつた歐州諸国が、東南アジア方面からのお洋材輸入というものに対する動きも出てきてお

○藍原政府委員 御指摘の木材の輸出入の世界の状況でござりますけれども、FAOの統計によりますと、一九七六年におきます世界の木材貿易は、丸太が約一億一千万立方でございます。その主な輸出国はアメリカ、ソ連、インドネシア、マレーシア等、主な輸入国は日本、西ドイツといふうになつております。

それから、製材品では、製材されたものでござりますけれども、これにつきましては約六千五百萬立方でございまして、その主な輸出国はカナダ、ソ連等で、主な輸入国はイギリス、フランス、ドイツ、こういうふうになつております。

わが国の木材輸入量は、世界の木材輸入量のうち

輸入の比重というのは、林業白書でも指摘しておられますように、年々歳々増大をしてきておる。これが国内におきます林業經營あるいは林業関連産業というものに非常に甚大な影響を与えておるといつたような状況にあることは、林業白書の指摘するところであります。が、これから長期展望に立つ場合、いま外材という場合は木材やソ連材やあるいは南洋材というものを中心に輸入しておるわけでございますけれども、こういったものが将来展望の中では相当安定的に入るのかどうか、あるいは白書も指摘しておるように、非常に窮屈になつていくというふうに判断をしておるのかどうかといつたような点について、引き続き御答弁を願いたいと思います。

それから、ソ連材でござりますけれども、ソ連は極東地域の森林資源は非常に豊富でございます。また、地理的にも日本に輸出するには非常に適した地域でございますけれども、最近だんだんその伐採地点が奥地に移動いたしております。そういう意味では非常にコストがかかるような状況になつております。それから、人口が少なくて基盤整備的な問題がいろいろあるということ、こうしたことから、生産量を急激に増大することは非常によくあります。そこで次第に生産量が減少するという傾向になりました。一例を挙げますれば、日本にはかたくござります。そういう意味から最後の南洋材について見ますと、南洋材は御存じのとおり、森林資源の減少によりまして次第に生産量が減少するという傾向になりました。

○藍原政府委員　白書に述べました経緯でございま
すけれども、これにつきましては、いま私が御
説明申し上げましたように、東南アジアの過去に
おける経緯、それから現在の状況、それから北米
オーティミンとの森林資源の大差、さらによつて連

わが国の木材輸入量は、世界の木材輸入量のうち、丸太で約五〇%、製材で約五%を占めております。日本の場合、御存じのとおり、在来工法建築というものが中心になつた木材使用でござりますので、製材のあり方が諸外国と違うということです、製材品の輸入が非常に少なくなつておりますけれども、それに反しまして、丸太につきましては、

○藍原政府委員　日本が輸入いたしておられます材
料を大別いたしますと、米材、ソ連材、南洋材、こ
の三つに分かれるかと思います。
この三つについて現状を見ますと、米材につき
ましては主として西海岸から入ってくるわけでござ
りますが、西海岸の諸州におきましては成長量

そういう意味から最後の南洋材について見ますと、南洋材は御存じのとおり、森林資源の減少によりまして次第に生産量が減少するという傾向にござります。一例を挙げますれば、日本にはかくてフィリピンが一番よくい入つておったわけですが、現在はフィリピンは非常に少なくなってきておりまして、それがインドネシア等に取っておるわけでございまして、そういう意味も非常に今後減少するであろうというふうに見えられます。

○藍原政府委員 白書に述べました経緯でございますけれども、これにつきましては、いま私が御説明申し上げましたように、東南アジアの過去における経緯、それから現在の状況、それから北米材につきましての森林資源の状況、さらにはソ連材の伐採地點の状況、こういうことから判断いたしましたとしてもいろいろな制約条件が非常に多いということ、そういう観点から今後木材の輸入を増大し続けるというのは非常にむずかしいであろうと、いう判断をいたしたわけでございますが、さらにもう一つ、これはまだ確定したものではございませんけれども、これにつきましては、いま私が御説明申し上げましたように、東南アジアの過去における経緯、それから現在の状況、それから北米材につきましての森林資源の状況、さらにはソ連材の伐採地點の状況、こういうことから判断いたしましたとしてもいろいろな制約条件が非常に多いとい

○角屋委員 いまも材野片長官から御答弁がありましたが、産業用丸太の場合、国際的な輸入の中で半分を少し超える程度の比重を占めておる。それに引き続いて韓国、西ドイツ、アメリカ、カナダといつたような順序になつておるけれども、数字的には半倍に及ぶあるといつて大況ござります。

木材生産業の付加価値を高めるという観点から、木材輸出の規制という問題も現在強化を進めている状況でございまして、そういう観点からも輸出量もかなりの速度で減少していくのではなかろかというふうに考えております。
総じまして、どの地域もこれから輸入量がふえていく期待はそう持てないというふうにわれわれは考えております。

○角屋委員 いま林野庁の長官からも御答弁のうに、わが国は丸太を中心に相当な外材を入れるわけでありますけれども、その中心地域であります木材を見てもソ連材を見ても、あるいは

れども、FAOと各国の民間グループの間で現在二〇〇〇年におきます世界の木材需給の見通しといふものを検討を進めております。こういう中におきましても非常に逼迫するであろうというようなことが見られておるという話を私ども伺つております、これはまだ確固たる資料はございませんけれども。それから、米国の大統領府が出した賃金及び価格安定委員会報告書によりますと、「一九八〇年以降二〇〇〇年にかけて米国内においては木材需要量が輸入を含めた木材供給量を大幅に上回ることが見込まれてゐる」こういうようなことも書かれておりまして、こういうことを紹

合いたしますと、白書に書きましたような判断になるということでございます。

○角屋委員 また、同じく林業白書の中で、国内の戦後の造林地が二十一世紀初頭において本格的に生産力化する時期を迎える、こういうふうに言っておるわけですが、なるほど人工林の林齢の関係から見まして一年から十年生が三二%、十一年から二十年生が三八%、これで七割を占めておるという状況から見て、そういう判断が可能だと思うのでありますけれども、そうするならば、数量的にどれくらいの国産材の生産量というものが将来上積みされてくるのかという問題の判断についても、御説明を願つておきたいと思います。

○藍原政府委員 ただいま御指摘になりましたように、現在の森林の造林地の分布状況を見ますと、二十年以下が七割近く賦存しておるわけでございまして、そういう観点から見ましても、あと二十年たちました二十一世紀になりますとそういうものが伐期に達しまして相当の伐採量になると、二十年以下が七割近く賦存しておるわけでございまして、その中で検討することにいたしております。現在、先ほども御説明申し上げましたけれども、資源に関する基本計画等々の見直しをやつておりますとして、その中で検討することにいたしております。現在具体的にはまだ数字は出しておりませんが、現実に申し上げますれば、これまでの輸入と資源の供給とのバランスが崩れるのであるからかという想定はいたしております。

○角屋委員 これは日本が先進国として特に発展途上国、あるいは我が国が将来もある程度外材というものの輸入ということを否定することはできない、そういう立場から、一方では経済協力一方では資源的なそういう面の確保といふことから、長期展望から見て発展途上国に対するいろいろな手当てと國の林業といふものに対するいろいろな手当てといふものを、国際的な視野から、あるいは林業の今後の需給状況といったよな点から考えていくことは当然必要だろうというふうに思うわけです

けれども、国際協力事業団等による林業に対する海外協力といったようなものを今日までも進めておるわけであります。その実績あるいは今後の方針はどういうふうに進めていくのかといふ点についても、簡潔にお答えを願いたい。

○渡辺国務大臣 昭和四十九年の八月国際事業団の設立以来、わが国の林業分野の技術協力は事業団を通じてやっております。専門家の派遣と機械供与を組み合わせたプロジェクトあるいは相手国の中堅技術者のわが国への受け入れ等を中心に行っておりまして、現在プロジェクト協力はフィリピン、インドネシア及びビルマの各国において、研修員の受け入れを毎年約二十カ国を対象に実施をしておるところであります。

○角屋委員 先ほど来お話を出ておりますように、国際的な森林・林業の資源状況あるいは需給の伸び、わが国これから経済発展と木材等の需給状況、外國に依存する度合いといったような観点と、先ほど来申しておりますように、先進国としての発展途上国に対する経済協力といったような面とを兼ね合わせて、林業サイトにおいても六%にするということで一応話をつけたわけでござりますけれども、こういうことによりまして国内の林業あるいは林業に影響がないかという御指摘も先ほどもございましたけれども、私どもこのからの外材の秩序ある輸入というような形での行政指導を十分通ずることによりまして需給の安定を図る、と同時に、国内におきましては林業構造改善等々を中心にしてしまったものとの施策によりまして林業の体質を強化するということによって対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、JAS規格の問題でござりますけれども、これは現行のJAS規格というのは消費者保護の観点から定められておりまして、これは買主たるカナダとか東南アジア諸国が中心でありますけれども、海外からの木材輸入についての要請と関連をして、特に木材関税引き下げ、あるいは製材及び合板のJASの改正問題という要請が出てきておるわけですから、そういう問題に對する対応はどういうふうにしておるのか、お答えを願いたいと思います。

○藍原政府委員 御指摘になりましたように、今回のMTN交渉で非常に米国あるいはカナダ、ニュージーランド等々から、木材輸入の増大に関連いたしまして、関税の引き下げという問題がございました。それから、JASの規格の見直しといふ問題と両方あつたわけでござりますけれども、

この引き下げは、普通合板の六ミリ以上のものにつきましては一九八四年以降二〇%のものを一七%にするということ、それから松脂等の製材につきましては一九八四年度以降一〇%のものを六%にするということで一応話をつけたわけでござりますけれども、こういうことによりまして國内は外材輸入、その他でもそうでありますけれども、農林漁業について言えば、えさを外国から相手に大量に輸入する、あるいは外材に木材需要の相手たがって、外材輸入の適正化問題については、政策的にもきちっと確立をしていかなければならぬ

情勢を迎えておる。ことにわが国の場合、これは外材輸入、その他でもそうでありますけれども、農林漁業について言えば、えさを外国から相手に大量に輸入する、あるいは外材に木材需要の相手たがって、外材輸入の適正化問題については、政策的にもきちっと確立をしていかなければならぬ程度外材に依存せざるを得ないという実態は、これは否定できないと思うわけであります。しかも、しかし外材輸入の増大に伴つてわが国の森林・林業に非常に深刻なマイナスの影響を与えておることもまた否定できない現実であります。したがつて、外材輸入の適正化問題については、政策的にもきちっと確立をしていかなければならぬ

程度外材に依存せざるを得ないという実態は、こ

れは否定できないと思うわけであります。し

かも、重ねて外材輸入の増大に伴つてわが国の森

林・林業に非常に深刻なマイナスの影響を与えておることもまた否定できない現実であります。し

たがつて、外材輸入の適正化問題については、政

策的にもきちっと確立をしていかなければならぬ

程度外材に依存せざるを得ないという実態は、こ

れは否定できないと思うわけであります。し

かも、重ねて外材輸入の増大に伴つてわが国の森

林・林業に非常に深刻なマイナスの影響を与えておることもまた否定できない現実であります。し

たがつて、外材輸入の適正化問題については、政</

八

たらどうだという意見もありますが、なかなかそれはむずかしいと私は思います。しかしながら、

協議会を設けまして、この中で木材の需給について鋭意検討しております。

弁については不満でありますけれども、私どもの意見については謙虚に受け入れて検討してもらいたい」ということを強く要請しておきます。

加工品だけしか日本に売らせまいといふところまで発展しますと、あべこべにこっちのデメリットの方が多いなるといふことも考えられるわけであ

そういうようないろいろな事情を考えまして、

いまのところ課徴金というものがちよつとかけにくいというふうに考えております。

とその後の国際的な情勢といふものには、いま大
臣も若干指摘されたような情勢の変化といふます

か、東京ラウンド等を通じての諸問題といいますか、そういうことはあると思いますけれども、これはこれとして、やはり今後の対応策の中で十分

検討していつでもらいたいということを要請しておきます。

そこで、先ほど来申しておりますように、国際的な森林・林業の状況、外材の相手国の展望あつて、

いはそういう中で打撃を受けておる国内の木業、関連産業といったような問題の現状の中で、特に外材主導型の木材需給体制といったような会

関連産業に対して、今後基本的にどういう対策を

講じていこうとするのか、この点についても御存
弁を願つておきたいと思います。

○渡辺国務大臣 法案説明の中でも和申し」と
たとおり、木材を取り巻く環境は非常に厳しいも
のがござります。それは角屋委員御指摘のとお

でございます。したがいまして、われわれとして
は、外材については秩序ある輸入というものを

政指導によつて行つていくということでありります。国産材につきましては、国内の森林資源の状況等に付心地よく、今後いろいろな政策をつく

済等に対する対応として、今後もしならぬ政策を立てておるわけでございますが、やはり生産性の高木材生産をやっていく。また、国内の需要に見合

つたような木材を生産するというようなことを本といたしまして、そのための造林あるいはそ

間のいろいろな助成事業、間伐に対する助成あるいは出荷体制、加工、流通等の近代化、合理化一層進めてまいります。

○藍原政府委員 木材需給の問題は、ただいま大臣からお話をございましたように、完全に自由化されておりまして、非常にもうかしい問題もござります。しかしながら、私どもいたしましても、これから日本の林業を推進する上からも、さらには木材の価格を安定させるためからも、木材需給につきましては、やはり安定的に輸入されることが望ましいという観点から中央に木材需給

そういうものがございまして、その中には、かなり各界各層から入れておるのであります。国産材の生産者の代表として三名、輸入業者代表として四名、それから木材加工、流通業界が大体八名、関係行政機関が五名と大体二十五名で、実際に木材の流通、加工の取り扱いをやっている人は網羅しておりますつもりでございます。

つて、このような段階の中でいま課徴金をつくることによっても、開拓等の詰がついてきたところであります。ということは、全体的な世界経済の流れに逆行するというような状態で、容易にこれはできないと思います。ことに關税及び貿易に関する一般協定においても、原則的にそういうことは禁止されておるところでありますし、なお、輸出国においての丸太輸出というものを規制しよう、

○角屋委員 いま長期計画と実際の実績というも
労務費の上昇、それから自然環境保全のための工
法の非常な単価増というような点、これらのものの
が中心になりますて、延長が伸びないという状況
でございますが、私ども、これらにつきましては
工法のいろいろな研究等をいたしまして、できる
だけこの計画に沿うような林道延長ができるよ
うな努力をしてまいりたいというふうに考えてお
ります。

業經營関連の産業の振興にも密接にかかわってく
るということであろうと思ひますので、今後積極
的に進めるということで御努力を願いたいという
ふうに思つております。

そこで、今度の昭和五十三年度の林業の動向に
關する年次報告の中で、森林の公益的機能といつ
たような觀点から、これを果たしていくために、

を検討してまいりたいというふうに考えておりましたが、こういうものの検討を踏まえまして、水源給の逼迫が見込まれております重要な流域の水源涵養を図るために、五十二年度から共同水源林造成特別対策事業を実施いたしまして、下流の負担において水源地域におきます水资源造成の推進を図つておるというのが実態でございます。さらにもう一つ申し上げましたように、この問題は非常にねずかしい問題をはらんでおりますけれども、私は

局で五百ヘクタールの被害が発生いたしております
して、このうち長野、東京、名古屋の三管林局を
合わせまして約八八%、九〇%近い被害が出てい
るわけでございます。

のを造林について見ましても、あるいは林道について見ましても、あるいは林道に付いて見ましても、いわゆる計画と実績との乖離と、いうものが非常に顕著である、これはやはり積極的に拡大をするよういろいろな施策というものを進めなければならぬ。それの一つとして、先ほど論議しましたようなことも入りますし、今回のこういう法律の制定を通じて、さらにバックアップをするということも一つの力を持つと思しますが、林道の場合に高速道路等一般国道、都道府県道、市町村道、それから農道、林道、林道が各道路の中において、全国的に見てどういう比重を占めておるかという点についても簡単に御説明を願つておきたいと思います。

いろいろな制約条件を受けておる。制約条件を受けてい
けながらそういう森林の公益的機能を果たしていくこと
で、林業者としては非常な努力をしておる。そういう問題についてはいわゆる上流、下流を含めての経済的機能、公益的機能の中でも、特に公益的機能の觀点から、受益者負担枠の考え方等のものを森林資源の整備を進める場合に考えていくことが必要であるということで、木曾三川等の事例も引きながら問題提起しておるわけであります。これは森林の持つ実際の公益的機能といったような点について、林業白書においてさらに触られておりますけれども、これは今後具体的にはどういうふうに進めていくかと考えておられるのか、お答えを願つておきたいと思いま
す。

もといたしましては十分この辺を踏まえて真剣な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○角屋委員 森林災害の問題では火災があり、台風があり、あるいは松くい虫の被害があり、カモシカの被害があるといったように、せっかくいろいろ森林の造林をし、保育をし、そして経済的機能も發揮するような方向に持っていく過程でいろいろ災害が起こるわけありますが、そのうちの一つのカモシカ問題という点について少しくお尋ねしておきたいと思います。

カモシカによる被害の状況、最近ときどきマスコミの俎上にも上るわけですが、そういうつた問題についてどう対応していくおるか、最初に林野庁の方からお答えを願つておきたいと思ひます。

管の安定を図るといったようなもろもろの問題を
調和させなければならないといったようなことが
ございまして、なかなかむずかしいわけではござ
いませんけれども、これらを両立させていくことが
必要であろうかというふうに考えております。
このため文化庁、環境庁、それから林野庁の三
庁におきまして種々御相談を進めているわけでござ
いますが、カモシカの生態とかあるいは生息の
分布状況、カモシカの食害防止の方法だとか、い
ろいろな調べなければならないことも多いわけでござ
いまして、これらを三つの庁で分担しながら
現在進めているわけでござります。また、五十三
年の九月に、三庁で協議をいたしまして、特に被
害が激甚でございます岐阜県あるいは長野県、こ
れにまたがっております御岳、乗鞍地域に所在す
る国有林に保護区域を設定したわけでございま

速道路、一般国道、都道府県道、市町村道、こう
いうものを合計いたしました公共道路、これが一
二・八というふうな割合になつております。
○角屋委員 高速道路等が〇・〇五、一般国道が
〇・五、都道府県道が一・五、市町村道が一〇・
七、それらを合計して一二・八、これは林道を一
として、農道が二・三、こういつた道路内におけ
るそれぞれの種類別のウエートというものはそ
ういうことですけれども、いわば国土の七割近くを
占めておる森林地帯あるいは山間、そういうとこ
ろにおける林道のこれから開設の促進、もちろ
ん山村部といえども国道もあればあるいは都道府
県道もあるわけでありまして、これだけがあるわ
けではありませんけれども、さらに林道について

とおり、水源涵養の機能あるいは国土保全の機能、さらには環境保全の機能等々あるわけでござりますが、そういう機能が一般の国民全体に受益としてはね返ってきております。こういうものをわれわれとしても何とか捕捉できないかということで検討は進めておるわけでございますけれども、現在林野庁としてやっております措置を申し上げますと、二県以上にまたがります重要な下流域につきまして、森林造成推持費用分担推進調査を実施いたしまして、森林の持つております諸機能及び上流域の費用負担の実情、下流域の受益の実態というものについて調査を進めておる段階でござります。こういう調査の結果等を将来利用いたしまして、森林の造成維持費用の分担のあり方

カモシカによる森林の被害でござりますけれども、民有林と国有林を合わせまして昭和五十年には千九百五十ヘクタールくらいございました。その後徐々にふえてまいりまして、昭和五十二年度には三千ヘクタールをちょっと超えたというような数字になつて、増加の傾向にあるわけでございます。

五十二年度の被害の状況を地域別に見てまいりますと、民有林では、十の県で二千五百ヘクタールの被害が発生しております。このうち主な県といたしまして長野県、岐阜県、岩手県、この三県を合わせまして民有林の被害の約九割近くを占めているわけでございます。

それから、国有林におきましては、七つの管林

す。そして、それ以外の地域におきましては麻酔
銃による捕獲を文化庁、環境庁が中心となつてや
つっているところでございます。

今後の対策でござりますが、林野庁といたしま
しては、基本的には保護区域を設定して、これ以
外の区域では種の指定を解除してもらいたい。そ
れからいま一つは、保護区域外のカモシカにつき
ましては、被害防止のため、必要な場合は有害鳥
獣として駆除ができるようにしていただきたいとい
うようなこと、そういう措置が必要であるとい
うふうに考えまして、今まで申し上げましたい
ういろいろな調査あるいは麻酔銃による捕獲措置の結
果等を踏まえて、文化庁、環境庁との間で協議を
いたしまして、できるだけ早く今後の方針を定め

たい、こういうふうに考へておるわけございま
す。

○角屋委員 この点について文化庁で願っておりますが、カモシカのこのに対する文化庁の見解をお答え願つ思います。

根本的な文策は「ききこしては現在現身」、本里
序と八月末を日途に検討しておりますこと、ただ
いま林野所から御答弁いただいたとおりでござい
ます。

こういった抜本的な対策を八月末を目途に検討いたしております。

それとあわせまして、文化庁独自の立場での施策も数年来講じてまいりまして、たとえば幼樹、すなわちカモシカの食害の対象になりますような小さな木にパリネットというふうな袋をかぶせまして幼樹を保護するというようなこと、それからカモシカが一定の地域に入らないように保護さくを設けるというようなこと、それから保護捕獲といいまして麻醉銃によつてカモシカを捕獲するというようなこと、それから、そういった形で捕獲いたしましたカモシカを一定の場所に生かしておく保護施設の設置、こういった事業に対しまして地方公共団体の要望に応じまして補助をいたしておりますところでございます。

こういったさまざまな施策によりまして、カモシカの保護、林業等との調和を図るべく努力を続けておるところでございます。

者が林業經營改善計画を作成して都道府県知事に提出をし、その認定を受けるわけですが、この場合に、森林の所在地を管轄する都道府県知事、仮に林業を営む者が隣県にまたがって一つの田地をもつてやる場合の林業經營改善計画はどういうふうにして出していくことになるのか、あるいは第三条第二項第三号のところで、「前号の措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法」こういうふうになつておられますけれども、認定というのは資金を受けるためのいわばパスポートであつて、実際には資金を受ける場合にはさらに公庫等の審査といいますか、そういうものが行われて資金が貸し付けられるということであろうと思いますが、そういうふうに理解をしていいかどうかといたつたような第三条の問題について、簡潔にお答えを願いたいと思います。

○角屋委員 第五条の合理化計画を受けて、第六条の林業信用基金の業務の特例等に基づいて、林業信用基金から都道府県に対する貸し付けの問題とかあるいは債務保証等の規定があるわけでございますが、この場合に、第六条の第二号のイ、ロ、ハの問題に関連して少しお尋ねをしておきたいと思います。

ロのところでは「木材卸売業者等（資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社及び個人に使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）」こういうふうな形で以下続いておりますが、この一千万円以下、百人以下の会社及び個人に限るという点が、中小企業基本法との関連、あるいは新たにこれによって貸し付けようとする木材関連の生産、流通関係のものが入るわけありますけれども、これらの点について

議会の意見を聴かなければならぬ」ということで、林政審議会が出てまいるわけであります。つまり、今日までもそうでありますし、これから問題についても林政審議会の意見というのが非常に重要な役割を持つてくるわけでありますけれども、現行の林政審議会というのは官僚のOBであるとかあるいは業者団体代表を中心に行五名で構成されておるわけでありまして、今日の水の問題あるいは緑の問題、きれいな空気等の国民的な要請、加えてますます深刻化しておる森林・林業の現状等、それから林業労働者の問題等を踏まえてこの困難を打開をしながらわが国の森林・林業の関係を発展をさせていくというためには、林政審議会の民主的な強化というものが必要であるといふうに私は考えておるわけでありまして、これはかねてからわが党からもそういう意見を提示しておるわけでありますけれども、この場合に林政審議会のメンバーというものを二十人程度にいま

○角屋委員 時間が迫つてまいりましたが、今まで議論をしてまいりましたこと自身が林業等振興資金通暫定措置法案とのかわり合いが基本的にもあるわけでございますが、若干、午前の同僚議員の質問との重複を避けて、この法案について数点お尋ねをしておきたいと思います。

この法案の第一条、目的のところは、「当分の間」についての大蔵からの御答弁もございました。それから、基本方針についての大蔵としてのお考え方についても御答弁がございました。私はむしろこの法案について、特に基本方針をなぜ設けたのかというふうに逆に尋ねたいところであります。が、いずれにしても基本方針を設け、これを受けて林業經營改善計画は、第三条第三項第一号で、基本方針に即して改善計画がつくられているかどうかということで認定が行われる、また第五条第三項第一号で、合理化計画が基本方針に即しているかどうかで認定が行われるという形に相なつておるわけでありまして、これはもう時間の関係上答弁は求めないことにいたします。

ただ、林業經營改善計画の場合に、林業を営む

の経営改善計画は原則として団地ごとに立てていただくということを考えておりまして、この各県に所在する森林がそれぞれ根っここの団地であります際には、それぞれ団地ごとに、各県ごとに経営改善計画を出していただくということでございます。

ただ、一団地の森林が二県以上にまたがる場合には、当該団地につきまして一個の林業経営改善計画を立てていただきまして、これを関係県知事が共同で認定をするという手続になるわけでござります。

それから、第三条第二項第三号の資金の類等につきましては、御指摘のように、本来資金調達の計画でございますが、これにつきましてはそれぞれの林業者の経営ごとに内容も変わつてしまりますので、それらの実情に従いましてそれぞれの資金の調達の方法を定めていただく、それに従いましてこちらも考えると、ということです。

また、農林漁業金融公庫が具体的な貸し付けをいたします場合におきましては、本来貸し付けを行ふわけでござりますから、債権者の立場から、

て少しく御説明を願いたいと思います。

○角道政府委員 お答えを申し上げます。

第二号のロの要件を定めます場合には、この業務が、本来的に今回林業信用基金において行われるという観点から、原則的には林業信用基金とバランスをとるという観点から、資本金につきまして一千円円といふことを定めたものでござりますが、ただ、常時従業者につきましては、中小企業基本法におきまして百人以下という定めがござりますので、この中小企業基本法の基準をしんしゃくいたしまして、これにつきまして現行の百人というものを従業者の方の規模としたわけでござい

めたいと思います。

○角屋委員 法案についてはまだわが党でさらに質疑がなされてまいりますので、私自身も予定した質問事項はまだほかにもございますけれども、一応数点についてお尋ねをするということでとどめたいと思います。

そこで、この法案の第二条の基本方針の関連の中で第三項に「農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審

本件は法の統一の爲め、各司機と業者に検査して貰ふ事とする。

角屋委員 第五条の合理化計画を受けて、第六条の林業信用基金の業務の特例等に基づいて、林業信用基金から都道府県に対する貸し付けの問題とかあるいは債務保証等の規定があるわけでございますが、この場合に、第六条の第二号のイ、ロ、ハの問題に関連して少しお尋ねをしておきたいと思います。

ロのところでは「木材卸売業者等（資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）」こういうふうな形で以下統いておりますが、この一千万円以下、百人に入る会社及び個人に限るという点が、中小企業基本法との関連、あるいは新たにこれによって貸し付けるようとする木材関連の生産、流通関係のものが入るわけありますけれども、これらの点について

議会の意見を聴かなければならぬ」ということで、林政審議会が出てまいるわけであります。つまり、今日までもそうでありますし、これから問題についても林政審議会の意見というのが非常に重要な役割を持つてくるわけでありますけれども、現行の林政審議会というのは官僚のOBであるとかあるいは業者団体代表を中心に行五名で構成されておるわけでありまして、今日の水の問題あるいは緑の問題、きれいな空気等の国民的な要請、加えてますます深刻化しておる森林・林業の現状等、それから林業労働者の問題等を踏まえてこの困難を打開をしながらわが国の森林・林業の関係を発展をさせていくというためには、林政審議会の民主的な強化というものが必要であるといふうに私は考えておるわけでありまして、これはかねてからわが党からもそういう意見を提示しておるわけでありますけれども、この場合に林政審議会のメンバーというものを二十人程度にいま

て少しく御説明を願いたいと思います。

111

の人数より拡大をいたしまして、中立的な学識経験者に冷静、客観的な立場から審議をしてもらうということで、これは大体半数近く、そして林業・木材関係の労働者等も含めて、これは現地で生々しい体験の中で今日の森林・林業の実態に触れる、また苦勞をなめている林業、木材関係労働者の代表というものをできれば五名程度も含めで、広く開かれた審議会としてそれが今後の森林・林業の発展に大きな役割りを果たすということが必要であるというふうに私は考えておるわけありますが、これらの問題についての大臣の見解を聞いておきたいと思います。

○渡辺国務大臣 林政審議会のメンバーにつきま

しては、これは御趣旨のようなことで、一方に偏

見られる人ということが必要でございます。その

一面、やはり実務に明るいというような人も必要でございますので、すでに御承知のようなメン

バーにしてあるわけでございます。

民主的に行われるかどうかということは、一に

かかつて審議会運営のやり方にかかるので、じ

やないか、こういうように考えておりますので、

御趣旨を体して、審議会の運営については極力皆

見られる人ということが必要でございます。その

一面、やはり実務に明るいというような人も必要でございますので、すでに御承知のようなメン

バーにしてあるわけでございます。

私は同僚議員に引き続いだ、國際的な視点から

森林・林業の置かれて重、低姿勢であります。中身がないですね。

森林・林業問題、わが国の森林・林業の置かれて

おる深刻な実態とその打開という点から、制限さ

れた時間でありますから十分意を尽くしませんで

したけれども、ある程度議論をしてまいりました

が、やはり森林の持つ公益的機能あるいは経済的

機能、特に国際的な視点から見たわが国の現状と

いうものはこのままに放置することはできない。

林業白書あるいはこれに基づく新年度の施策とい

うものが発表されたときにも、マスコミは今日の

深刻な森林・林業の実態あるいはまたそれをどう

していくかという点については共感を覚えなが

ら、ともどもに国民的なコンセンサスを得てこの

難局を開拓していかなければいかぬという提言が

広くマスコミの論調の中にも出ておつたと私は思

うのであります。それだけやはり、森林・林業

の問題は単に林業経営に携わる者あるいは林業労

働者あるいは山村あるいは林業関連産業関係者と

いた限定された問題ではないに、上流から下流

まで含めた広く国民的な問題であるという点か

ら、今日の問題の打開については真剣に政府とし

てこれが対応をやっていかなければならぬ。積極

的な対策について、予算であれ、あるいは財政投

融資であれ、あるいは新しい立法であれ、私はき

ょうは触れませんでいたけれども間伐の問題等に

ついても、慣性ではなくて、新しいやはり対応策

といふものを持続的に取り組みながら、造林につ

いても林道についても林業経営についても、ある

いは関連の産業者の今後の問題についても、明る

い展望が開かれるというふうなことを進めていく

のは、まさにこれは政治の責任である、また国会

に籍を置くわれわれの連帶的な責任であるという

うに私は認識しておりますのであります。これが

ないか、こういうように考えておりますので、じ

やないか、こういうように考えておりますので、じ

ざいますれば、そういう意見も十分取り入れて、せ
つかくこしらえるものでありますから、紙の上に
書いただけでなく、実務にも役立つようにして
まいりたい。それが、あんまりむずかしいことを
書いちゃって、利用者がなくなっちゃうようでも
困りますから、そちらのところは臨機応変にやつ
ていかなければならぬ、こう思つております。
○古川(雅)委員 基本的な考え方についてはよく
わかりました。

そうなりますと、いわゆる既存の関連法との調整をどうするかという問題が起ってくるわけであります。

第三条は、「林業經營者には林業經營改善計画を作成し、これを当該林業經營改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該林業經營改善計画が適當である旨の認定を受ける」というふうになつておりますが、この林業經營改善計画と、森林法に定める森林施業計画との関連並びにその調整、また第五条の合理化計画の場合も、林業基本法とのどのような関連になるのか、その点の御説明をいただきたいと思ひます。

○角道政府委員 お答え申し上げます。
林業経営改善計画につきましては、本法案において
きまして農林漁業金融公庫から造林資金あるいは
林道資金につきまして長期の融資を行うという趣
点から、それぞれの個別の経営に即しまして、も
つぱら経営の觀点からその当該経営がうまくまい
りますように、それを判定するために経営改善計
画を定めたものでございまして、したがつて、も
つぱらこの林業経営の中身あるいは経営をいかに
して改善していくかということがこの主体になつ
ておるわけでございます。
ただ、實際上は林業経営でござりますから、經
営をうまくやつしていくためには施業の面におきま
してでもどういうことをしなければいかぬかといふ
点がござりますので、施業の面におきましては、
御質問のとおり、森林施業計画と密接に相關連す
るというふうに考えておるわけでございます。た

だ、施業を具体的に円滑に実施するためには事業計画をどのようにしていくか、あるいはこれを実施するためには資金面でどのような手当てをするか、あるいはどういう調整をするか、どういう償還をしていくかというようなことを知る必要がござりますので、ここで林業経営改善計画を定めたいものでございます。

また、全国森林計画につきましては、全体的な、全国的な森林の資源捕捉という観点からこれを定めておりますので、この個別経営の立場から言つております林業経営改善計画とは基本におきましては一致するものでござりますけれども、片方は全国的なもの、片方は個別の経営から考えておるものというふうにおきまして相違はしておるわけでございます。

○古川(雅)委員 基本においては一致し、そしてまた個別においてはその対象において個々にまた調整を図っていくという意味の御答弁に受け取つてよろしくうござりますか。

○角道政府委員 ただいまの御質問のとおり、個別の森林施業計画は全国森林計画並びに地域森林施業計画に即するものでござりますし、また、この法案に申します経営改善計画はそれぞれの方の個別の施業計画と密接不可分のものというふうに考えております。

○古川(雅)委員 この法案に対し農林水産省が期待を抱いているその一つは、第四条の農林漁業資金公庫の償還期限及び据え置き期間の特例措置によって、造林資金については据え置き期間が開設伐收入期、償還期限は主伐期にはば合致することになつて、林道資金についてもそれぞれ条件が緩和されることになるわけですが、このことによつて森林所有者が直接的、間接的に動機づけられて、いわゆる基本方針に沿つた伐採造林意欲等が向上する、國られていくとというふうに解しておられるようですが、その期待どおりと解してよろしくうございましょうか。

○渡辺国務大臣 これは法律を見ますと、いろいろ基本方針だの合理化計画だの何のとててで書

いてあるものだから、非常にむずかしいようになると
られる私たちは思っています。しかし、よく考えてみると、それは基本法や施業計画というものがあつて、それに従つた中で、この個別のものの個々の
の経営主体のまた計画があるわけですから、それを
をつくつて出してください、したがつて、合理化を
といつてもそれぞれの地域によって違うので、あ
なたの場合はどういうふうにすれば自分の市場な
り自分の木材屋なりあるいは生産者なりがいまよ
りも合理化できるのか、しかも、それが施業計画
や何かに違わないということの説明がつけばいい
んであって、少しずつかしく書いておかないと、
これは大蔵省が、ともかくいまかつてないよ
な四十五年なんていふ金利のものをつくるわけ
ですから、少しずつかしく書いてあるというだけの
ことではないかと私は思つております。

は、申し上げるまでもなく既存の諸制度にさらに代化資金制度がございます。昭和三十六年及び昭和四十四年にそれぞれ発足しておるわけでござりますが、林業についても立派な歩めの親心じがら必要になつてくるのではないか、そういう対処が必要ではないかと、そういうふうに考えられますが、これはいかがでございましょうか。

○藍原政府委員 御指摘のように、確かに林業については近代化資金がございません。これは先生御存じだと思いますけれども、森林組合が現在信託事業をやっておりませんし、そういう問題がますますございます。それから、林業金融全体の中での系統資金のカバー率がきわめて低いという問題もござります。こういう点で林業の金融に対するいろいろな実態が農業あるいは漁業に比べまして違ひがあるということがあるわけでございますけれども、この問題もそういう横並びのものを考えますと、さらに今後慎重に検討していく必要があります。どういうふうには考えております。

○古川(雅)委員 法案の中の林業信用基金についてであります。國産材産業資金にかかる原資供給事業、これを行う都道府県に対する資金の貸し付けは、政府から特殊法人である林業信用基金に出資及び金融機関からの貸し付けに対する利子の補給、さらに債務保証を行う。この林業信用基金により都道府県に貸し付けがなされる仕組みについておるわけでありますけれども、たとえて言えども、たとえ農林漁業金融公庫などがあるわけであります。が、あえてこの特殊法人が仕組みの中に加わる理由、これをひとつ明確にお示しいただきたいと申します。

○藍原政府委員 國が県に資金を貸し付けます場合には、特別会計を設けてやる場合と、特殊法人をつくりましてそれを受け皿としてやる場合と二通りございます。今回のこの制度につきまして、私は農林漁業金融公庫などがあるわけであります。が、ともとすればやはり特殊法人を受け皿にしてこの

資金の貸し出しをした方がベターであるといううに判断いたしております。その場合に、いま御指摘のように、公庫等を使わないでなぜ信用基金を考へたかということをございますが、御存じのように、林業信用基金はすでに昭和三十九年から発足いたしております。従前から木材関係、林業関係の業界に對して市中銀行から貸し出すものに對しての債務の保証をいたしております。そういうことで、相当の事務的な経験を積んでおりま
すし、また林業あるいは林産業の実態にも十分通じておりますので、今回のこの措置につきましても林業信用基金を通じて行なうことがよりベターであるといふうにわれわれは判断したわけでござります。

「林業信用基金は、林業信用基金法第二十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。」こういう規定を設けておるわけでございまして、これは本法の第一条の目的を達成するために、本法律案に基づきまして基金に基金法第一条の目的外の業務を付与するとのこととござりますので、基金法の目的規定の改正は必要ないというふうにわれわれは判断いたしております。

國有林野事業は、國の所有に屬する森林原野の管理經營を企業的に經營することを目的として、國有林野の管理經營事業や民有保安林の買い入れ事業を行つてゐるわけであります。初めにこの國有林野事業の収益と費用額について、これは四十九年度から五十二年度までを挙げてまいりたいと思います。

トルでありますけれども、そのうち國自身の直轄林による生産量、これを見ますと三百六十五万五千立方メートル、民間の方が百七万四千立方メートルといふふうになっております。林野庁がこの素材の生産を行ふに当たつては、企業的な理性の判断の指標として標準林内生産性を採用しているわけでありますが、このことも含めてこの財政状況の実態と今後の対処をどうしていくか、御答弁をいただきたいと思います。

1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000

それから、先生御指摘になりました役員の問題でございますが、私ども、今回のこの措置に対応いたしまして理事の増員ということは考えておりません。

十九年度は収益が二千四百五十五億円、費用が二千二百四十一億円、二十一年度が二千四百六十六億円に対して二千六百億円、二十一年度が二千七五十四億円に対して三千二百四十七億円、二十一年度が二千六百六十六億円に対して三千五百七

（鹿島政作著　たなしと御指摘にならましめたうに、国有林の財政状況はきわめて悪くなつてあります。その原因も、先生ただいま御指摘になりましたとおりでございまして、私どもといいたしましても国有林の財政を早く立て直さなければいけないというふうに考へておるわけでございまます。

○古川(雅)委員 本法案の第六条は、林業信用基
金法の第二十九条、業務についての一部改正が盛
り込まれておるわけであります。本来林業信用基
金法の目的は「林業者等が農林中央金庫その他の
融資を行なう機関から借り入れる場合にその借入
れに係る債務を保証して、その資金の融通を円滑
にすることを目的とする。」というふうにうたわ
れております。あくまでも債務保証を目的として
おるわけでありまして、第二十九条、業務の一
部

○古川(雅)委員 いろいろ理由はあると思われますけれども、この国産材産業資金の運用に伴い、借り受け者は金融機関から貸し付けを受けた段階で同じく林業信用基金から債務保証を受けるという、この基金が二重に関係を持つてくるわけであります。大臣はこの林業信用基金法第四十条に、ついで監督義務があるわけありますが、これはしっかり監督していくかないと思われるミスを生ずるのではないかという懸念を抱くわけであります。

○藍原政府委員 相違ございません。
○古川(雅)委員 それで、この収益額と費用額との差を見ますと、四十九年度では二百十三億円の赤、それから五十年度が百三十四億円の赤、五十二年度は五百四億円の赤、五十二年度は九百六七億円の赤ということになりますが、これにまた相違ございませんか。

ないといふに考へておるわけでございまして、が、そのためにも、昨年御審議いただきました有林の改善特別措置法、これに基づきまして国と林の改善を改善期間中に銳意進めてまいろうとすることで、ただいま改善計画を立てまして銳意力ををしておる最中でございまして、今後この計画に基づきまして期間中に財政が立ち直るようになりますまいといふに考へております。

されるのですが、この点どうなのか。
なぜこの特殊法人について触れるかといいますと、この仕組みによって非常に大きな金利に伴ういわば利益というものを得ると思われますし、しかも、この役員を見てまいりますと、大変恐縮でありますが、理事長は前林野庁長官、それから常務理事が二名おられますけれどもこれも東京営林局長、熊本営林局長という前歴を持つておられるわけでござります。いわゆる天下り機関の擁護といふ懸念も抱かざるを得ないわけでありますが、その辺をまた明確に御答弁いただきたいと思いま

でございますが、基金はいろいろなことで手なわでもおるし、また、これくらいの仕事はできるのじやないか。公庫や何かに持つていったとしてのも、それはやはり人數が、事業がふえればふえるわけですから、最小限度の人数で、しかも現在の体制でやれるというならば基金がいいだらうといふようなことで基金に仕事を、これは併設するということにしたのでありますて、それは所期の目的が達成できるよう十分に監督をしてまいります。

○古川(雅)委員 このように国有林野事業の五ヵ年計画は、二年度では実に九百六億円もの赤字を出す財政状況になつております。これはいろいろな原因も議論されるましようけれども、過去における過伐であつて、今は近時における自然環境保護の要請等に起因した収穫量の減少あるいは景気の停滞というものが、収入の伸び悩みにつながつてゐるというような理由があるのではないかと思います。林野庁として事業に対する見通しなど、この際積極的に行つていかないと、この赤字額がますます増大をしていくのではないか。ちなみに、具体的な問題でございますけれども、国有林野事業として立木を素

メートルのうち三百六十万立方メートルが国営事業所でいわゆる標準林内生産性に対して実質生産率が五〇%を割る、五〇%以下の事業所につきましては管林局別に非常に偏っている向きがあるわけでございますが、これもこちらで申し上げまと、北見管林局が一、青森が七、秋田が四、前が四、長野が六、熊本が十六というふうに数字上がっております。

○藍原政府委員 林業信用基金が都道府県に対します資金の貸付業務を行うことになります根拠、

○古川(雅)委員 以上、本法案に関する問題の提起と御質問を申し上げたわけでございますが、次に本法案に関連をいたしまして、国有林野事業特別会計の財務状況について若干お伺いを進めてま

くのではない。ちなみに、具体的な問題でございますけれども、国有林野事業として立木を素材とする製品生産事業があるわけでございますが、昭和五十一年度は生産量が四百六十七万立方メ

の達成率について実態をどのように掌握をして、後の対策を考えていらっしゃるか、その点ひとお示しをいただきたいと思います。

先生御指摘の標準生産性に対しますところの実績の林内生産性、すなわち相対生産性の悪い営林局でございますが、これは北見営林局、青森営林局、秋田営林局、前橋営林局、長野営林局、熊本営林局の六局ございまして、北見につきましては相対生産性九二、青森につきましては七六、秋田につきましては七一、前橋が六〇、長野が五〇、それから熊本が一番悪くて三九ということであります。

そこで私ども、この製品生産事業につきましては、国有林の財政におきましてはやはり非常な重要な地位を占めておりますし、かつまた地域の木材生産につきましては計画的、安定的に供給するという面できわめて重要な仕事でございます。したがいまして、先ほど長官が御説明申し上げましたとおり、ただいま改善計画を策定いたしまして、これに基づきまして企業的な能率性尺度を厳正に適用いたしまして、よりよい直営、よりよい経営というふうな一つの考え方方に立ちまして積極的に改善努力をしてまいりたい、かように考えております。

○古川(雅)委員 いま挙げました三十八の事業所の場合、いまの御答弁では今後の計画をいま作成中だというようなことでございましたけれども、いわゆる直用による素材生産を実施するに当たつて、各事業所が年間の計画生産量を決定してきたわけであります。しかし、実際にはこの財政状況を見ますと、五十年度から赤字に転じているわけでもございまして、この三十八事業所を特に挙げて考えましても、計画生産量に対して実績生産量をどう見込み、また調整をしていくかということについて、いまごろ考へておられるということではちょっと信じられないわけでござりますけれども、すでに五十年度から赤字に転じているという実態から見て、対策について非常に立ちおくれているというふうに理解をしてもよろしいのでしょうか。

○藍原政府委員 いま業務部長がお答え申し上げましたように、私どもの指導も不十分な点もあつ

たかと思いますし、また現地のいろいろな事情もあつたかと思ひますけれども、生産性が非常に低いということにつきましてはわれわれも非常に反省をいたしております。したがいまして、いま御指摘のように、その努力の仕方が遅いではないかにつきましては七一、前橋が六〇、長野が五〇、それから熊本が一番悪くて三九ということでございます。

そこで私ども、この製品生産事業につきましては、国有林の財政におきましてはやはり非常な重要な地位を占めておりますし、かつまた地域の木材生産につきましては計画的、安定的に供給するという面できわめて重要な仕事でございます。したがいまして、先ほど長官が御説明申し上げましたとおり、ただいま改善計画を策定いたしまして、これに基づきまして企業的な能率性尺度を厳正に適用いたしまして、よりよい直営、よりよい経営というふうな一つの考え方方に立ちまして積極的に改善努力をしてまいりたい、かように考えております。

○古川(雅)委員 そうしますと、今後の問題でございますけれども、国有林野事業特別会計の財務状況、こういった実態にかんがみまして、いわゆる内容が、直用による製品生産の収入が本特別会計の主要な収入になるわけでありまして、この直用による製品生産事業を実施するに当たつては、やはり進行状況、実態の掌握ということがかなり同時に進められなければいけないのじゃないか。それに対する措置といふものを機敏に講じていかなければならないのじゃないか、このように考へるわけでございますが、それでよろしくどうぞ

○藍原政府委員 御指摘になりましたように、私どもこれから、直営生産事業はもちろん請負事業につきましても、その生産性につきましては十分

にこれを実態的に把握いたしまして、改善すべきものは改善し、改善してもどうしても能率の上がらないものにつきましてはそれなりの事業形態を変

えるというようなことを考えておらぬ努力はしてまいりたいというふうに考へております。

○古川(雅)委員 第三項目目にいわゆる林業行政の一般的な問題について二、三點お伺いを進めてまいりたいと思います。

木材の長期の需給見通しにつきましては、これまで午前中来いろいろ御質問があつたわけでござりますが、本年度中を目的にしておるということ

ありますけれども、いわゆる林業の基本となる

計画でございまして、昭和四十八年に策定して以

来わずか六年間という短い期間で変更をしなけれ

ばならないという事態が生じておるわけでござります。こういう非常に見通しのむずかしい中で、本年度じゅうにできるこの改定作業、これにどれだけの期待を抱くことができるのか、林業に携わっている皆さんにとっては一つの大きな期待材料

です。

一具体例でありますと、たとえば広島県では、

県内で生産された木材で住宅を新築した場合に、

住宅金融公庫の融資にさらに五十万円を上乗せ貸

し付けをする、こういったことを制度として行つ

ているわけでございます。たとえば、このよう

な国産材で住宅を新築する場合に金融上の何らかの

優遇策を講じるということを考えて、これも林業

の振興の一助にするということもあるのではないか

かと思いますが、この広島県のほかにこうした施

設を行つておられるところがあればお示しをいただき

たいと思いますし、また、こういった行き方につ

いて林野庁としてはどのようなお考へを持つてい

るか。これは県のような地方自治体に任してお

いていいものか、あるいは国全体として検討をし、

全体に実施していく方向で考へておられるかどうか

か、その辺お伺いをしたいと思います。

○藍原政府委員 ただいま御指摘になりましたよ

うに、広島県でそういうことを行つておるとい

うことで、私たちも承知いたしております。そのほ

かに高知県におきましても似たようなことをやつ

ておりますし、現在われわれとしては広島県と高

知県ではなかなかかというふうに承知しております。

○古川(雅)委員 それから、いま申し上げましたのは森林資源基

本計画でござりますけれども、需給の見通しにつ

きましては、ただいま経済企画庁が検討いたして

おります新経済七ヵ年計画、この経済成長率等を

しんしゃくいたしまして用途別に需給を見通すほ

どでありますけれども、いわゆる林業の基本となる

か、特に外材が大きな問題でござりますので、外

材産地状況等について十分把握するよう努め、長

期の見通しが誤りのないようなる形でつくられるよ

うな努力を、改定作業を進めてまいりたいというふうに考へておる次第でござります。

○古川(雅)委員 この木材の長期の需給計画に非

常に大きなかかわりを持つて外材の輸入

問題でございますが、今日の林業の不振となつて

いる原因を考えますときに、林業の振興を図るた

めに国産材の需要拡大策もまた必要になつて

いることが指摘をされているわけでございま

す。一具体例でありますと、たとえば広島県では、

県内で生産された木材で住宅を新築した場合に、

住宅金融公庫の融資にさらに五十万円を上乗せ貸

し付けをする、こういったことを制度として行つ

ているわけでございます。たとえば、このよう

な国産材で住宅を新築する場合に金融上の何らかの

優遇策を講じるということを考えて、これも林業

の振興の一助にするということもあるのではないか

かと思いますが、この広島県のほかにこうした施

設を行つておられるところがあればお示しをいただき

たいと思いますし、また、こういった行き方につ

いて林野庁としてはどのようなお考へを持つてい

るか。これは県のような地方自治体に任してお

いていいものか、あるいは国全体として検討をし、

全体に実施していく方向で考へておられるかどうか

か、その辺お伺いをしたいと思います。

○藍原政府委員 ただいま御指摘になりましたよ

うに、広島県でそういうことを行つておるとい

うことで、私たちも承知いたしております。そのほ

かに高知県におきましても似たようなことをやつ

ておりますし、現在われわれとしては広島県と高

知県ではなかなかかというふうに承知しております。

○古川(雅)委員 それから、いま申し上げましたのは森林資源基

本計画でござりますけれども、需給の見通しにつ

きましては、ただいま経済企画庁が検討いたして

おります新経済七ヵ年計画、この経済成長率等を

しんしゃくいたしまして用途別に需給を見通すほ

どでありますけれども、いわゆる林業の基本となる

か、特に外材が大きな問題でござりますので、外

材産地状況等について十分把握するよう努め、長

期の見通しが誤りのないようなる形でつくられるよ

うな努力を、改定作業を進めてまいりたいという

ふうに考へておる次第でござります。

われておりますが、特定期材の振興を図るというようなもの、あるいは特定の産業の振興を図るというようなもの、あること、これらを直接に目的にしたものでございませんので非常にその辺がむずかしいというようなこと、それから融資に当たりまして国産材の使用状況を個々にチェックするということが技術的にも非常にむずかしいという問題もござります。

こういう点、非常にむずかしい問題がござりますけれども、なお関係省庁に対しまして検討の要望はしてまいりたいというふうに考えております。

○藍原政府委員 林業の振興のためにPRが必要であることはわれわれも十分理解いたしておりませんと、諸施策として、また、これが十行われませんと、の徹底が図れないといふこともまた言われるわけであります。そういう観点から、私どもといつましても印刷物あるいはテレビ、ラジオ、こういうものを手段といたしまして、林業者に対しまして、それぞの施策に對してのPR、あるいは林業振興諸施策を広く国民に知らせ、また関係者に知らせるような努力をしておるわけでございます。また、それぞれの県には普及員等もおります。したがいまして、そういう国の方策等々につきましても、そういう組織を通じまして十分なPRをしておるわけですが、まだ不十分な点もございますので、今後さらにこの面についてもせつかく努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○古川(雅)委員 林業の施策を進めていく最先端で、たとえば菅林署に属する皆さんのが、非常に厳しい生活条件、また作業条件の中で奮闘していらっしゃるわけでございます。また一方には、菅林署の中には事務屋さんが非常に多い。実際に山の中に分け入って、林業振興のために精力的に動き回るというか、仕事を進める人が、数の上においてもまた力量の上においても少し足りないのじやないかという指摘をしばしば耳にするわけであります。たとえば林業技術についても、その普及や強化、対処、そういったものが十分今後行われるのか、あるいはまた山村地域における将来の林業の担い手、いわゆる雇用を確保していく、安定させていく、他の産業の従事者と十分均衡のとれた労働条件を確保するということについて、どれだけきめの細かい実態の把握をしているかというような問題、あるいは農業、漁業などと同じように、林業に従事する方々の中で青少年が後継者としてどれだけ育っているか、その実態について林野庁がどこまで掌握し、問題点をまとめながら今後に対処していくのか、以上、例を三つ挙げましたけれども、林業振興のための施策がさらに強力に推進されていくために、いま申し上げた点にどのように取り組んでいらっしゃるか、御答弁をいただきたいと思います。

術士の養成あるいは指導林家活動促進、こういうものも現在進めております。いろいろなことをやつておるわけでございますけれども、山村そのものはある意味では過疎化もいたしておりまして、なかなかそういう適任者もないという問題もあるうかと思います。しかしながら、それに負けずに、われわれといたしましても、林業の普及のために今後これらの問題についても、造林、林道等の推進と同様な力を注いでまいりたいというふうに考えております。

○古川(雅)委員 まあ伺いによつては非常に心もとない御質弁とも受けとめられるわけでござりますけれども、過疎化という御説明もありましたし、そうした林業振興のための諸施策を進めていく人材の問題もいま御指摘になつたわけでありますが、精神的にこれじゃいけない、これから強化していかなければいけないし、強力に進めていかなければいけないとしながらも、現状においてやはり何らの手を打たなければ、いまの状態をずっと続けていくことになる、ますます衰微の傾向をたどっていくことになるのではないかということが心配されるわけでございます。現状を認め、現状に従つていくしかないという本音と受け取つてもよろしくうございますか。

○藍原政府委員 先ほども申し上げましたけれども、普及事業は普及事業として推進すると同時に、やはり山村を整備することもこれまた必要かと思ひます。そういう観点から、これはサيدカラのそういう施策の推進になろうかと思ひますけれども、山村地域の環境整備等々を行いまして、生活環境を整備するということも現在進めておりますし、林業構造改善事業、これらもやはりそういう意味から言えば林業の施策を推進する大きなものとなるわけでございます。

私どもはそういう観点から、普及という事業とあわせまして、そのほかの事業におきましても、いま申し上げましたような山村地域の基盤整備ということの中から林業の施策の推進ということを図るべく努力をいたしております。今後もこの

○古川(雅)委員 さつきも申し上げましたとおり、この点はやはり第一線で仕事に携わる、たとえば官林署の署員の皆さんというふうに私は申し上げましたけれども、そうした皆さんのがいわゆるモラールを持って、意欲を持つて仕事に取り組めるという条件づくりも非常に大事ではないか。時間の都合で一々御指摘はいたしませんけれども、そうした現地の皆さんの抱えている悩みや、あるいは現状を変えていくために持つていらっしゃるいろいろな要望というものをもつと積極的にくみ上げて、喜んでやりがいのある取り組みができるよう、ひとつ今後とも監督、そしてまた御指導をいただきたいことを御要望申し上げておきます。

一般問題の最後に、いわゆる水資源の問題になるわけでございますが、私も建設委員会で国土庁を中心とした水資源対策については一度伺つてまいりましたし、建設省を初めとして各省庁にわたります、ダム建設計画の実態等についても見てまいりました。御承知のとおり、水資源を確保するためのダムの建設事業というのはいろいろな問題点があつて、なかなか計画などおりには進んでいない。そういう実態の中で、いわゆる森林による水の確保ということが改めて見直しをされているわけでございます。ダム建設には非常に膨大な時間と費用、そして労力を要するわけでございますが、一つのダムをつくることを考えれば、もつと森林の保全をすることによって水資源を確保することができるという専門家の指摘もあるわけでございまして、林野庁としてはその辺の考え方について、国土庁あるいは建設省と連携をとりながら、これから技術的な、またそうした水資源対策の取り組みの中における林業の位置づけ、またそれに対する国の財政の配分、そういういたことに検討を進めておられるか、おわかりになる段階で結構でございますので、お示しをいただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 森林の機能は、先生十分御存じのとおり、木材資源としての機能だけではなくて、水資源涵養あるいは国土保全、さらには環境保全の機能を持つておるわけでございまして、林野庁といたしましても、この森林の公益的機能について是十分配慮した施策を從前からやつておるわけでございます。

その中でも水資源の問題でございますけれども、まず一番大きなのが保安林でございます。水源涵養の水源涵養保安林、この整備を積極的に進めております。それから、水源林造成事業というのをやっております。それからさらには、共同水源林造成特別対策事業というのを進めております。こういう形の中に、五十四年度からは重要な水源山地の整備治山事業というのを進めることにいたしております。

これららの内容を簡単に申し上げますと、水源涵養保安林につきましては五十三年の三月末で約五百三十万ヘクタールございます。第三期の保安林整備計画に基づきまして、昭和五十八年度までにさらに約四十万ヘクタールの森林を保安林といいまして指定する目標を組んでおるわけでございます。

それから、水源林造成事業は、昭和三十六年から森林開発公団が実施しておるわけでございまして、五十二年度末までに造林面積の累計は約七万ヘクタールに及んでおります。

それから、共同水源林造成特別対策事業は、昭和五十二年度から実施しておりまして、水需給の重要な水系の上流域における民有林を対象といいまして、上下流の都道府県等が費用を分担する計画的な水源林の造成整備を推進することとしておるわけでございます。

それから、いま申し上げました五十四年度から創設されました重要な水源山地整備治山事業は、森林の水源涵養機能を高度に發揮させるために治山施設の整備を緊急かつ総合的に実施し、ダム群を流域の中につくりまして水を十分地下に保留する

という施工でございますけれども、そういうことによりまして水資源の確保とあわせまして国土保全を図ろうということで、本年度を初年度として、これから計画を組むわけでござりますけれども、まず第一点は、備蓄量は現在量程度以下にとどめでは指摘をいたしましたわけでございます。その第二点は、備蓄量は現在量程度以下にとどめることでいいのではないか。それから第三番目といたしましてもやはり林野行政の一環として真剣に取り組んでおるところでございます。

○古川(雅)委員 では、第四項目目といたしまして、木材の備蓄対策事業の問題についてお伺いをしてまいります。

行政管理庁は五十三年十二月に木材備蓄対策事業の実施状況に関する調査結果をまとめておられます。それが、これを林野庁に報告をしていると思いま

すけれども、簡単に御説明を願います。

行政管理庁では、毎年度新規に発足する行政施策につきまして、発足後一定期間、おおむね三年ないし四年ぐらいでございますが、一定期間を経過しました年度に、その実施状況、それから効果等、いわば健康診断的に調査しまして、行政施策の企画立案あるいは行政運営の改善に資する、こういったねらいで新規行政施策の定期調査といふことをやっております。今回の木材備蓄対策事業の実施状況に關する調査もこの定期調査の一つとして、発足しました昭和四十九年度から五十二年度までの約四年間の事業の実施状況を見たものでございます。

この調査の結果、この備蓄事業が木材の量的確保を図るために事業というよりも、むしろ木材需給の短期的不均衡によつて生ずる価格の高騰に對処するための事業、こういった性格が強いと考えられるのではないかどううか。それから第二点目といたしましては、木材の需給及び価格に關する情報の不足による買い急ぎ等があると考えられるのではないか。それから第三番目に、備蓄材の品質保持が困難である。こういった諸点を考え合わせますと、基本的には情報収集提供事業をより効果的に実施する方向で見直しを行なう必要があるのであります。

わが国の木材価格の主導的役割をいたします三都市圏の製材につきましては、建築用主要構造材の約半月分でございます。それから合板にありましては、建築用主要普通合板の〇・一ヶ月分に相当するものでございまして、短期的な不均衡による影響を防ぐために、定期的に販売を行なうというふうに考えております。しかしながら第三番目といたしましても、備蓄木材の品質保持を図るため、保管方法につきまして改善を図つていただくこと。それから第四番目が、備蓄木材の放出時期、価格の設定あるいは放出時の適正な流通確保等についての運用基準を策定していくこと。それから第四点目が、備蓄基金の運用に関する經理を適正化していくことなど。以上の四点を当面の検討課題として指摘いたしたわけでございます。

○古川(雅)委員 林野庁は、この調査結果の報告をお受けになつたわけでございます。特に、いま行政管理庁の方から最後に四点にわたつての指摘があつたわけでございますが、以下具体的にお伺いをしてまいりますけれども、備蓄目標量を一応首都圏、中京圏及び近畿圏の三大都市圏における木材価格高騰時の超過需要量に相当する製材三十万立方メートル、合板六百万枚としているわけでございますが、最終目標量、それから目標達成時期等についてはまだ明確にされていないわけでございます。行政管理庁の指摘もあることでござりますが、これはどのようにお考へになつていらっしゃるか、まずお伺いしたいと思います。

○藍原政府委員 備蓄量でございますけれども、この備蓄対策事業が発足いたしましてから逐次備蓄量の充実に努めてまいりまして、五十三年度末におきましては製材が十八万立方、それから合板が三百六十万枚の備蓄を予定しておりましたけれども、五十四年度におきましては、最近の経済基調の変化に伴います木材需給構造の変化等を考えまして、製材につきましては十四万立方、合板につきましては三百六十万枚というふうにいたしております。

まずは第一でございますので、こういう選別を図ること。それから、保管庫の床面積単位当たりの保管量の減少、できるだけ単位面積当たりの保管量を少なくするという形で通風をよくするということもあるわけでございますけれども、そういうことと直接買い入れ保管方式のほかに流動的な混合保管方式、これを取り入れまして、こういう形で品質の保持に今後努めていきたいということで現在この改善を図つておるところでございます。

○古川(雅)委員 三点目は、いわゆる放出時の適正な流通確保の方法と申しますか、木材価格の異常高騰時における備蓄木材の売り渡しは現在まで

行われていないわけであります。また、備蓄木材の放出の時期あるいは価格の決定、それから最初に申し上げた放出時の適正な流通確保の方法、そういうふういったいわば運用の基準といいますか、その辺も明確ではないのではないか。これはあるいは策定について御検討なさったかもしれません、今後の問題としてこれはどのようにお考えになつていらっしゃるのか、お示しいただきたい。

○藍原政府委員 木材の備蓄はやはり異常高騰時に放出するというのがこの趣旨でございまして、

そのたゞにとふしむ時其に付出するか
基準を定めるべきではないかといふ御指摘でござりますけ
れども、実はことの一月、合板につきまして放
出をいたしました。これは昨年の暮れからことし
の一月にかけまして年譜に合板の販賣、こ

の一月にかねまして年始に合板の価格が急騰いたしましたので、一月の末にこれを二十四万枚放出したわけでございますけれども、これもこれだけの効果かどうかわかりませんけれども、一月の後半から合板の価格は下がっております。そういう観点から、ある意味では効果があったのではなかろうかというふうにわれわれは考えておりますけれども、この放出の時期でございますけれども、これをいつ、どういう時期というふうに明定することは、これまた非常にむずかしい問題だらうと思います。逆に、そのときの状況判断を的確にすること、この方がよりペターナ場合があるのではなかろうかということで、私どもいたしましてはこの放出の時期につきましては高騰するおそれがあると認められる場合というふうに決めておりまして、この辺は私どものやはり十分なる情報キヤツチによります判断が必要であろうというふうに考えております。

○古川(雅)委員 この備蓄機構における経理の事務処理が適切であつたかどうか、その問題点であります。が、備蓄機関の備蓄基金造成額、これは昭和五十二年度末で十一億二千二百万円となつておりますが、これは一般管理費に充当されることになつておりますし、備蓄基金の運用益についてはいま申し上げた事務処理が適切なのかどうか、こ

卷之三

○藍原政府委員 この点についても御指摘を受けたわけでございまして、確かに今まで備蓄の機構の運用益を収入として、分けて経理をしておらなかつたという点が指摘されたわけでございまして、新たに基金の運用益に關する勘定を設けまして、その經理を明確にするということで対応いたしております。

○古川(雅)委員 以上、大きく四項目にわたり、また、それぞれ項目の中で何点か問題點をお伺いしてきたわけでございますが、本法案がいわゆる振興資金の融通暫定措置法になつておりますけれども、これが単に振興資金の融通の問題だけではなくて、さらに一時的な暫定的な措置に終わることなく、林業全体のいま抱えている大きな悩み、問題点の打開に大きく寄与し、そしてまた林業振興のための諸施策がさらに強力に進められていくことを期待をして、私の質問を終わりたいと思います。

○渡辺国務大臣 御趣旨を体しまして、林業の振

の点非常に疑問が残るわけでございます。この点ひとつ明確にお示しいただきたいと思います。

○最後に、大臣の御決意のほどを一言伺いまして、質問を終わります。

最後に、大臣の御決意のほどを一言伺いまして、質問を終わります。

○渡辺國務大臣 御趣旨を体しまして、林業の振興については鋭意十分に努力をしてまいります。

○山崎(平)委員長代理 次回は、明二十五日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたしました。

午後五時三十五分散会

正誤	農產物の価格等に関する小委員会議録第一号中	三 二 一 〇 九	七十万トントン
		三 三 二	濃厚飲料
		三 四 一	乳肪率
			濃厚飼料 乳脂率

